

第 1 章

熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮できる社会であり、そのような社会を実現するためには、幅広い分野にまたがる様々な課題を一つ一つ解決していかなければなりません。

ここでは、第5次熊本県男女共同参画計画の体系に基づき、様々な統計を用いながらその進捗状況を明らかにし、現状における課題を抽出します。

○男女共同参画社会実現に向けた新たな動き	1
○第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方	2
第1 熊本県の人口・人口構成等	5
第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状	
Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	10
Ⅱ 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	22
Ⅲ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	29
Ⅳ 推進体制の整備・強化	38

男女共同参画社会実現に向けた新たな動き

1 国の動き

社会経済のグローバル化に伴う諸外国との競争激化、国内の少子高齢化等による家庭生活や地域社会の多様化など急速に変化する中、経済状況を安定した成長軌道に乗せ、豊かさを実感できる社会を実現する必要があります。

そのため、国は「日本再興戦略（平成25年（2013年）6月策定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、平成27年（2015年）9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布・施行しました。

また、令和3年度（2021年度）に、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を定めた、5年間を計画期間とする第5次男女共同参画基本計画の策定が行われました。

令和3年（2021年）6月には、「育児介護休業法」が改正、令和4年（2022年）4月から段階的に施行され、「産後パパ育休制度」の創設など出産・育児による離職の防止や育児休業が取得しやすい枠組み・体制等が整備されました。また、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、女性候補者増加に向けた人材育成やハラスメントへの対策、男女共同参画推進に向けた積極的な環境整備などが求められました。更に、令和4年（2022年）7月に女性活躍推進法が改正され、一定規模の民間事業主に男女の賃金の差異の情報を公開するよう義務付けるなど、女性活躍の加速化に向けた動きが進んでいます。

2 本県の動き

本県においても、平成26年（2014年）8月、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるため様々な事業を進めています。

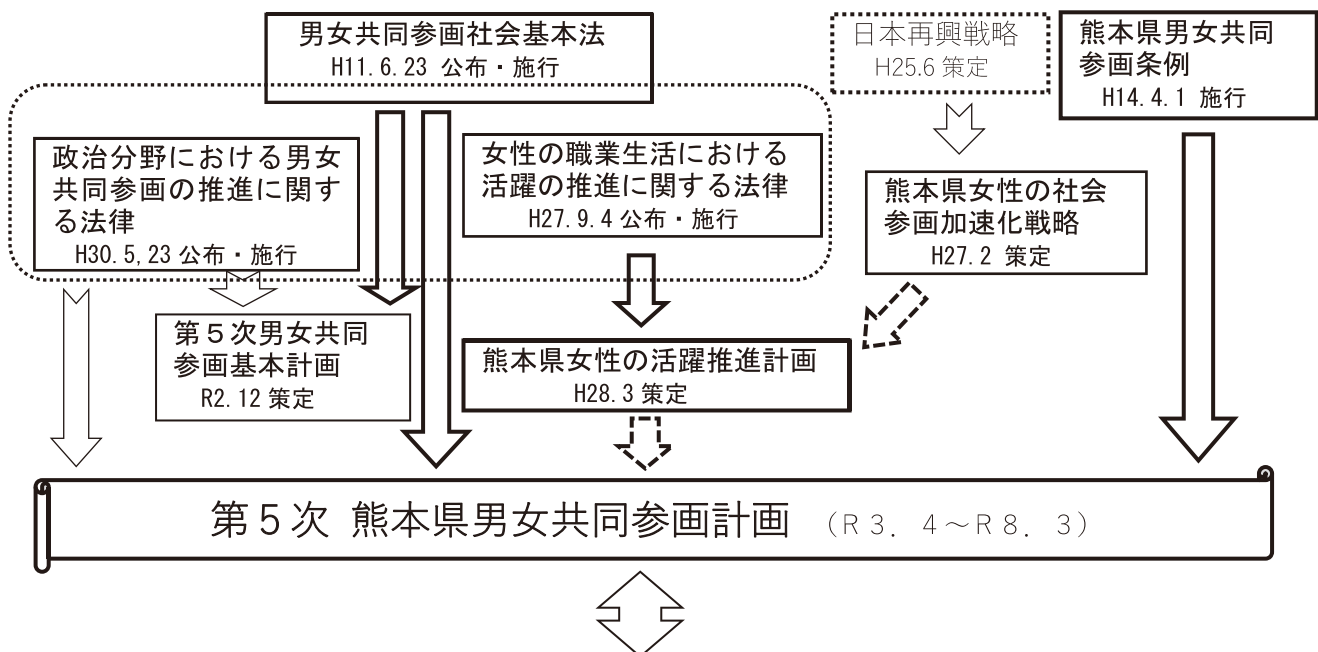
当会議において、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年（2015年）2月に策定しました。この戦略は、女性の社会参画を加速化するうえでの課題である「出産・育児に伴う女性の退職」、「役員・管理職への登用の遅れ」及び「固定的性別役割分担意識」などに対応し、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点から成っています。

また、この熊本県女性の社会参画加速化戦略、国の第5次男女共同参画基本計画や、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、令和3年度（2021年度）から5年間の第5次熊本県男女共同参画計画を策定しました。4つの重点目標の達成に向けて、更なる男女共同参画社会の実現につながる取組を進めています。

第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画であり、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえて策定しました。また、女性の活躍をより効果的に推進するため、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としても位置付けています。



～ 第5次計画関連の主な計画等 ～

- * 新しいくまもと創造に向けた基本方針
- * 熊本県労働・人材育成計画
- * 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進構想
- * 熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
- * 熊本県特定事業主行動計画
- * 熊本県DV対策基本計画
- * 熊本県人権教育・啓発基本計画
- * 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画
- * くまもと子ども・子育てプラン
- * くまもと「夢への架け橋」教育プラン
- * 熊本県地域福祉支援計画
- * 熊本県保健医療計画
- * 熊本県健康増進計画
- * 熊本県障害者計画

など

2 計画期間

令和3年（2021年）4月から令和8年（2026年）3月までの5カ年間

3 基本目標

『男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現』

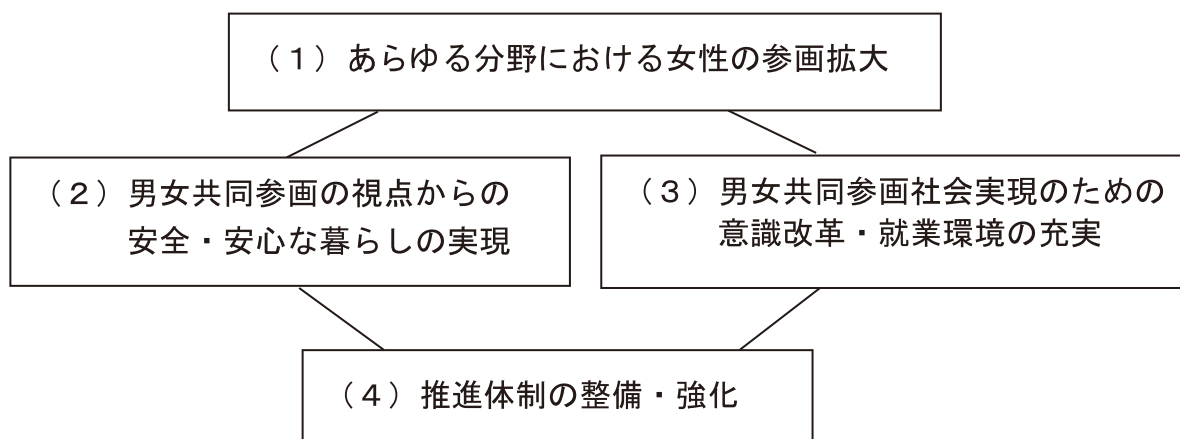
熊本県男女共同参画推進条例が目指す基本理念を踏まえて、第5次熊本県男女共同参画計画の目標とします。

4 重点目標

社会経済情勢等が急速に変化する中で、男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会を実現するためには、政治・行政、経済・雇用及び農林水産分野並びに地域での「あらゆる分野における女性の参画拡大」が重要となります。

また、県民一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、皆が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現が必要です。

そのためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をはじめ、男性片働き世帯が多かった時代から残る男性中心の社会制度や、長時間労働や転勤等を当然とする働き方などの見直しも進めていくことが重要です。さらに、子育てや介護環境等を支える社会基盤も充実させる必要があり、国、県及び市町村の連携とともに、企業、県民及び各種団体の組織的な対応が不可欠です。



5 第5次熊本県男女共同参画計画の施策体系

【基本目標】男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現

【重点目標及び主要な施策】

重点目標	施策の方向	主要施策
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成
	(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進	① 女性の参画が少ない分野での活躍促進 ② 経営者層の意識改革 ③ 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進 ④ 女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進 ⑤ 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援 ⑥ 職場におけるハラスメント等の防止に向けた相談体制の充実
		① ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の促進 ② 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進 ③ テレワークの導入など多様で新しい働き方による女性の活躍促進 ④ 女性の起業支援
		① 農林水産業分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進
		① 女性の活動分野の拡大 ② 地域におけるリーダーの育成
	(4)農林水産業における男女共同参画の推進	
	(5)地域社会における男女共同参画の推進	
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶	① DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進 ② 性犯罪・性暴力及びストーカー等被害者への適切な保護・支援体制の整備 ③ ハラスメントを許さない社会づくりの推進
		① ひとり親家庭や貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 ② 高齢者、障がい者、外国人等で困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり ③ ライフステージに応じた健康の包括的な支援 ④ 妊娠・出産等に関する健康支援
		① 防災・復興の各段階における男女共同参画の取組を推進 ② 防災・復興の現場における女性の参画拡大
	(2)生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援	
	(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の推進	
3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	(1)男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進	① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消 ② メディアにおける男女の人権の尊重 ③ 社会制度や慣行の見直し
		① 妊娠・出産に伴う就業環境整備の推進 ② 子育てに伴う就業環境整備の推進 ③ 介護に伴う就業環境整備の推進 ④ 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進(再掲)
		① 子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実 ② 社会教育の推進 ③ メディアにおける男女の人権の尊重(再掲) ④ 相談体制の充実及び周知
	(2)男女の子育て・介護環境の整備	
	(3)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進	
4 推進体制の整備・強化	(1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携	① 県における推進体制 ② 市町村との連携及び支援 ③ 国との連携
	(2)企業や各種団体等との連携	
	(3)国際協調等に向けた国施策との連携	

第1 熊本県の人口・人口構成等

我が国の人口は年々減少傾向にある。本県においても、今後長期的に人口減少と年齢構成の変化が続くとともに、家族形態や地域社会が変化していくことが確実視されている。

ここでは、熊本県の人口、人口構成等についてみていく。

ポイント

- 1 本県では人口減少が進んでいく中で、長期的には労働力不足の深刻化が予想されており、地域の活力を維持していくには、女性や高齢者の就業機会の拡大、能力活用が重要な課題となっている。
- 2 少子化の一因である未婚化及び晩婚化が男女ともに進む中、令和3年(2021年)の本県の合計特殊出生率は、前年より0.01ポイント減の1.59であった(全国6位)。出生率の向上につなげるために、子どもを産み、育てやすい環境をつくる更なる取組が必要である。

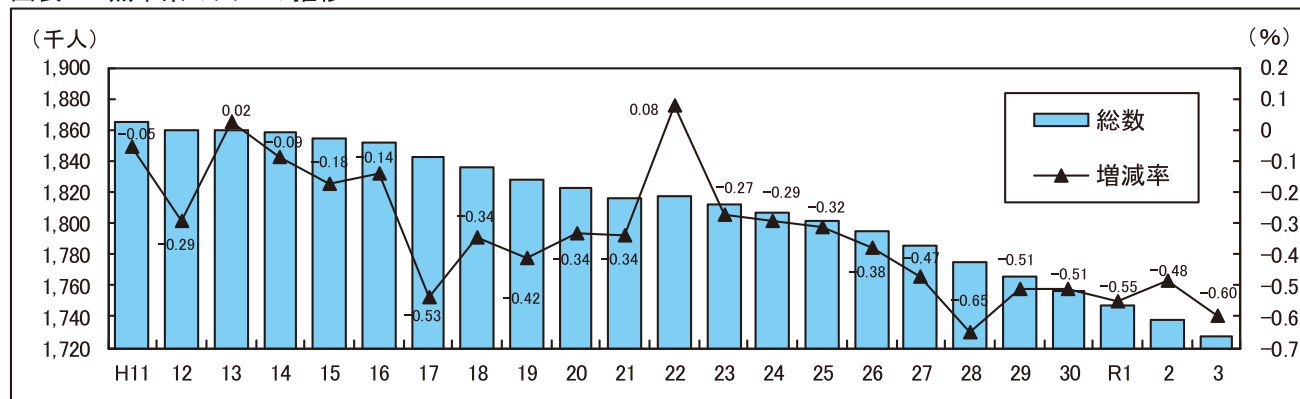
1 熊本県の人口

(1) 総人口

●人口減少は今後さらに加速

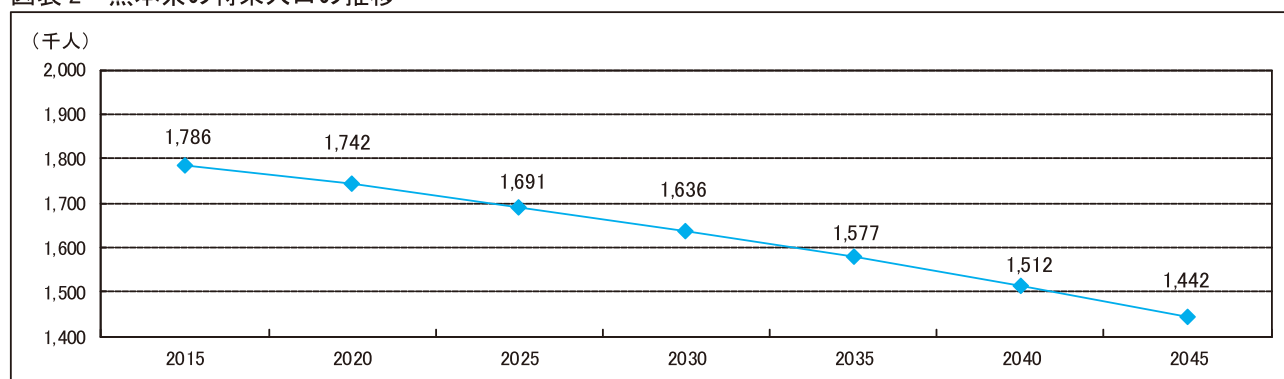
本県の総人口(推計人口調査)は、令和3年(2021年)10月1日現在、1,727,902人で、前年(1,738,301人)に比べ10,399人減少(▲0.60%)した(図表1)。今後も減少傾向は続き、本県の総人口は、2045年には約144万人になると見込まれている(図表2)。

図表1 熊本県の人口の推移



熊本県統計調査課「令和3年熊本県推計人口調査」

図表2 熊本県の将来人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3月推計)」の出生中位・死亡中位推計人口

2 熊本県の人口構成

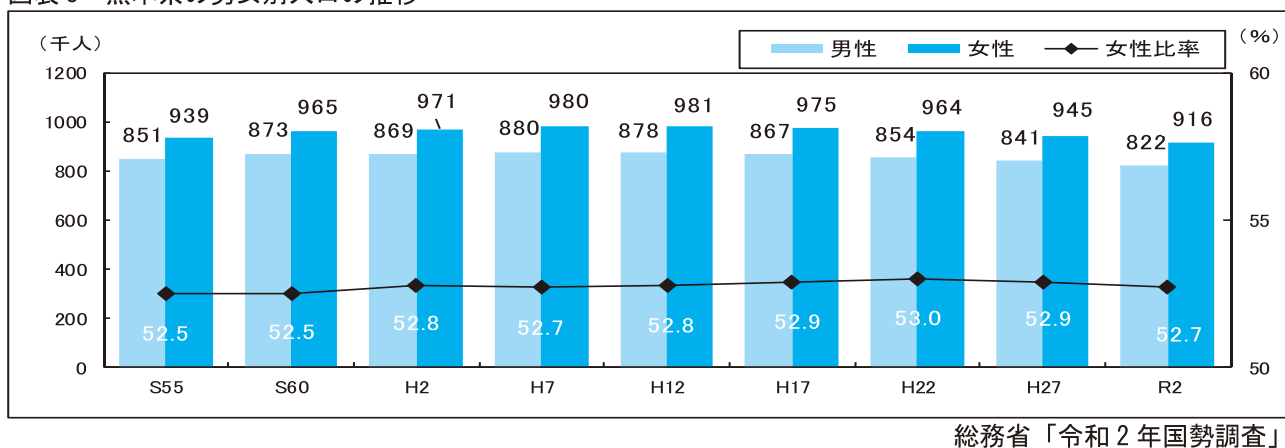
(1) 男女別人口

●男女構成比の女性の割合は52%～53%で推移

本県の男女別人口（国勢調査）は、令和2年(2020年)10月1日現在、男性約82万2千人、女性約91万6千人で5年前と比べ男性は約1万9千人、女性は約2万9千人減少した。

男女構成比をみると、女性の割合は長期に渡り52%～53%で推移している（図表3）。

図表3 熊本県の男女別人口の推移

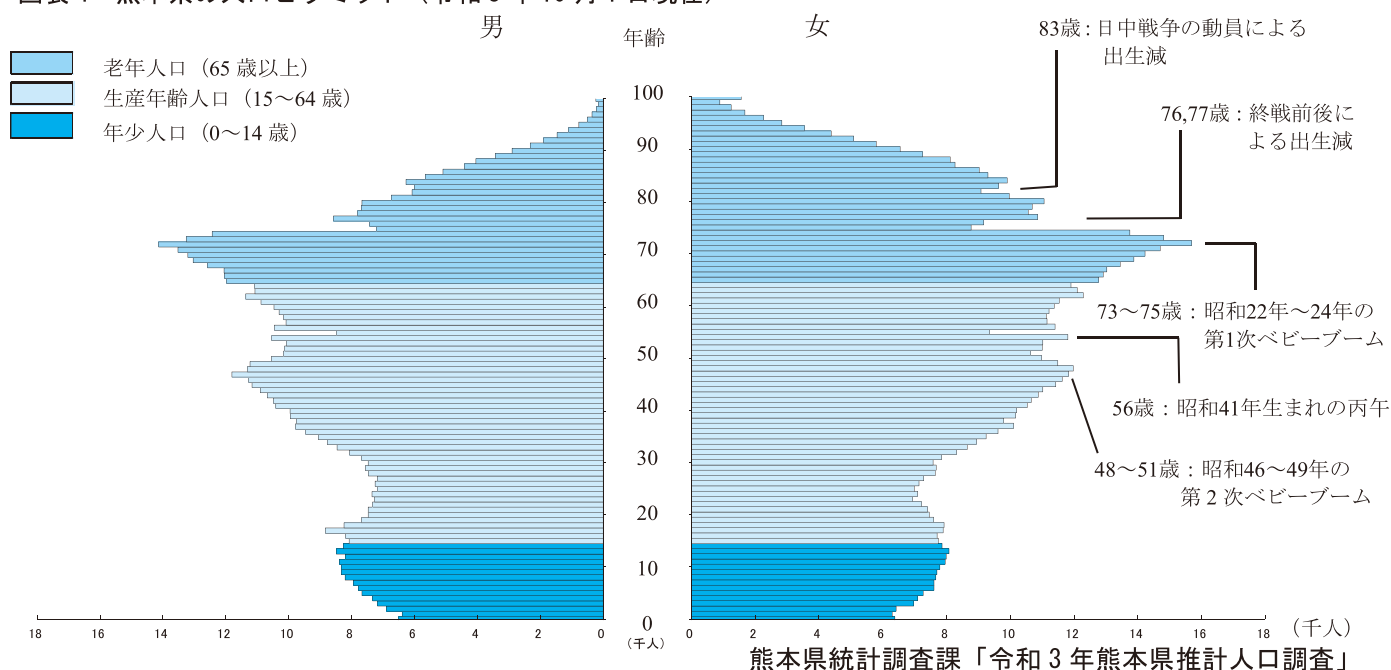


(2) 年齢別人口

●生産年齢人口は減少傾向

熊本県の令和3年(2021年)10月1日現在の人口ピラミッド（図表4）によると、生産年齢人口は第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）をピークとして減少傾向にあり、ピラミッドの裾野が次第に狭まってきているため、長期的には労働力不足の深刻化が懸念されている。労働力を維持するためには、働く意欲のある女性や高齢者の就業機会の拡大や能力の活用が不可欠である。

図表4 熊本県の人口ピラミッド（令和3年10月1日現在）



(3) 高齢化率

●高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は増加

令和2年(2020年)の本県の高齢化率は31.6%となり、年々増加傾向にある。

65歳以上に占める女性の割合は約6割、85歳以上では約7割となり、高齢社会の問題は女性に深く関わる問題でもある（図表5）。

図表5 高齢化率

	県 [%]				全国 [%]			
	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2
高齢化率 (総人口に占める65歳以上人口の割合)	23.7	26.0	28.8	31.6	20.1	23.1	26.6	28.7
高齢者に占める女性の割合	59.8	59.0	58.5	57.6	57.6	57.3	56.7	56.6
高齢者に占める単身者の割合	14.0	14.7	16.3	17.1	15.1	15.6	17.7	19.0
高齢単身者に占める女性の割合	78.5	71.5	72.0	67.8	72.8	71.5	67.5	65.6
85歳以上に占める女性の割合	72.8	69.2	70.9	69.4	72.3	71.8	70.1	68.5

総務省「令和2年国勢調査」

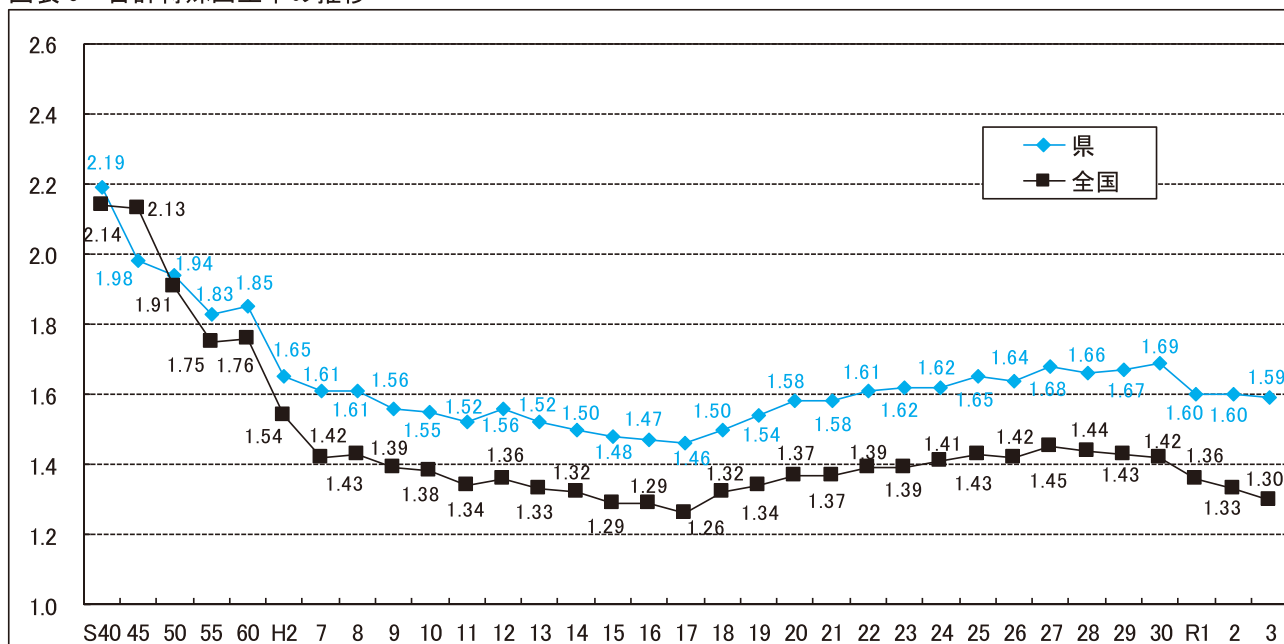
(4) 合計特殊出生率(※)

●前年より0.01ポイント減の1.59、少子化問題への更なる取組が必要

令和3年(2021年)の本県の合計特殊出生率は、1.59で前年より0.01ポイント減少した（図表6）。都道府県別にみると、沖縄県（1.80）、鹿児島県（1.65）、宮崎県（1.64）の順となっており、本県は全国第6位（前年8位）で全国平均を0.29ポイント上回っている。

今後も子どもを産み、育てやすい環境をつくり、更なる出生率の向上につながる取組が必要である。

図表6 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

厚生労働省「令和3年人口動態調査」

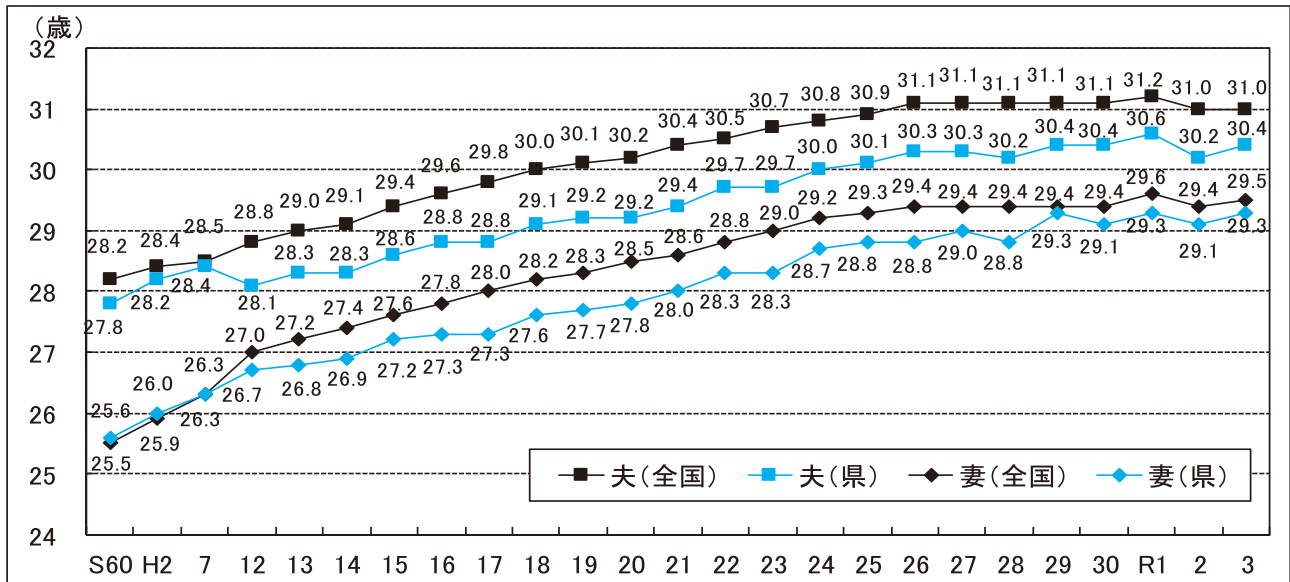
3 熊本県における結婚・離婚

(1) 平均初婚年齢(※)

●緩やかではあるが、晩婚化が進行

前年より若干年齢が上昇しており、緩やかに晩婚化が進んでいる。本県における男女の平均初婚年齢の推移を見ると、令和3年(2021年)は男性30.4歳、女性29.3歳といずれも全国平均を下回っているものの、全国と同様の傾向にある(図表7)。

図表7 平均初婚年齢の推移



※平均初婚年齢：結婚式を挙げた時又は同居を始めた時のうち早い方の年齢

厚生労働省「令和3年人口動態調査」

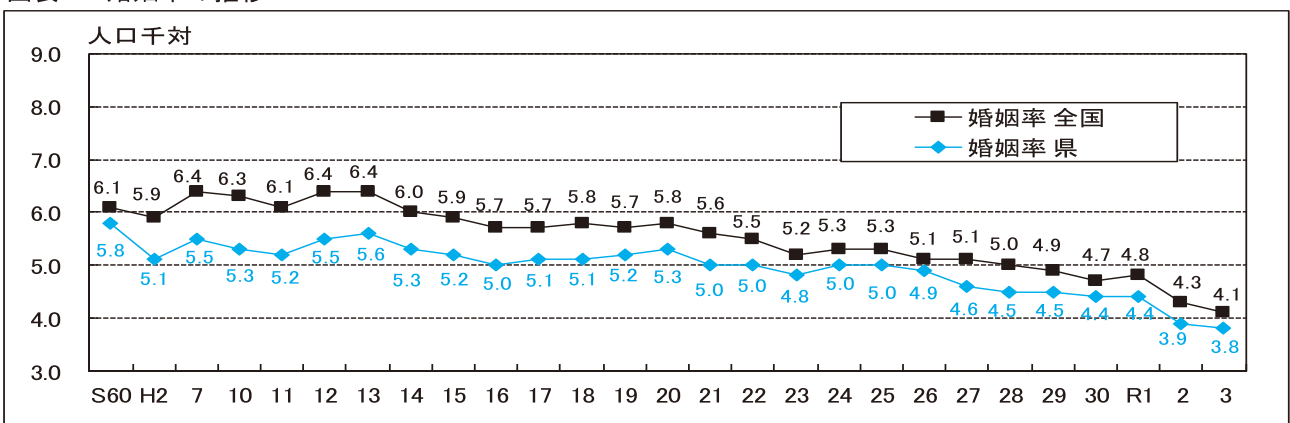
(2) 婚姻率・離婚率・未婚率

●婚姻率は前年より0.1ポイント減少し3.8と低下傾向が続く

本県における令和3年(2021年)の婚姻率(人口千対)は前年より0.1ポイント減の3.8と低下傾向が続くとともに、過去一貫して全国平均を下回っている(図表8)。

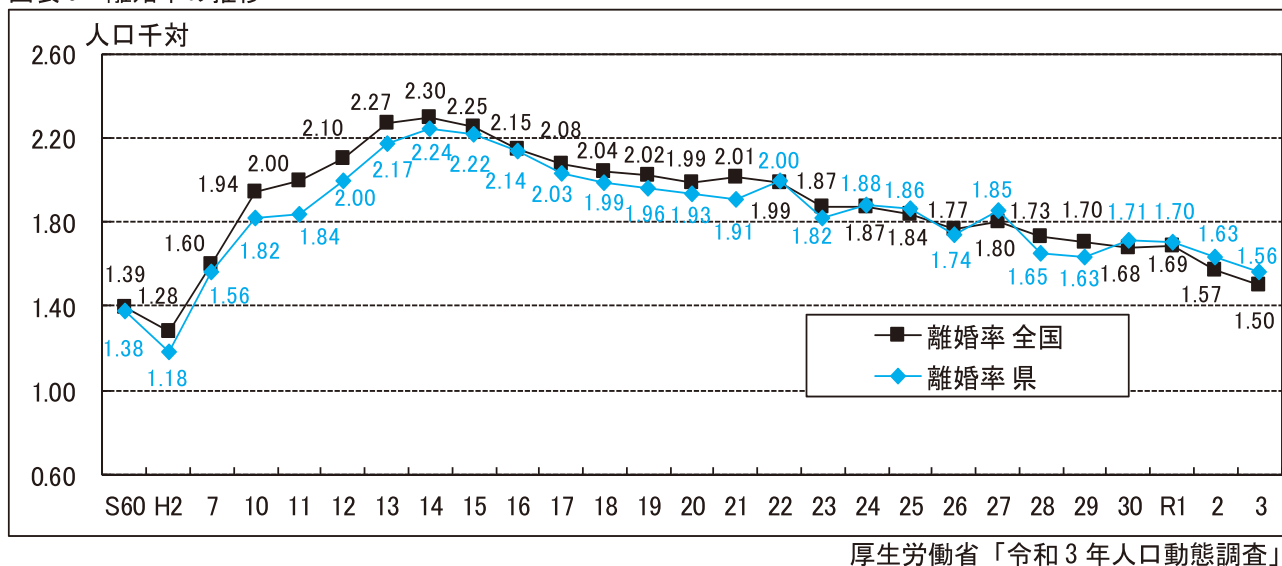
一方で、本県における令和3年(2021年)の離婚率(人口千対)は1.56と前年より0.07ポイント減となったが、全国平均をわずかに上回っている(図表9)。

図表8 婚姻率の推移



厚生労働省「令和3年人口動態調査」

図表9 離婚率の推移

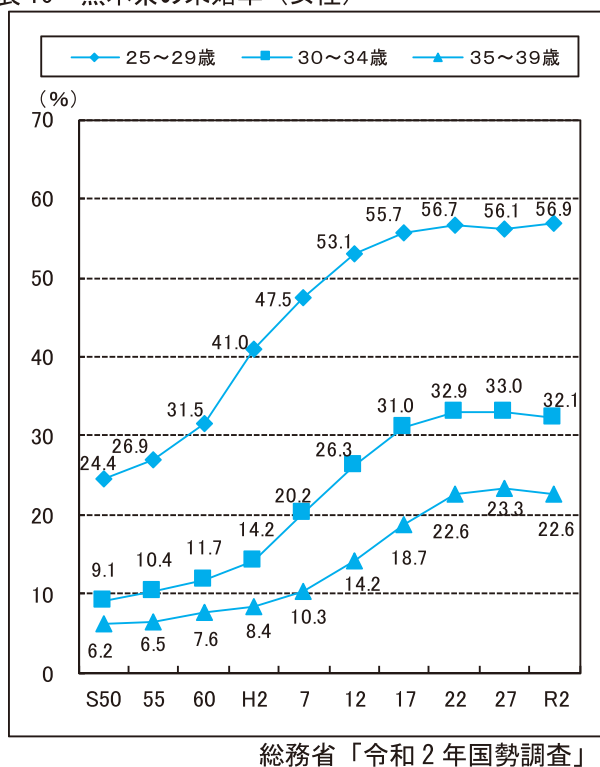


●未婚率は、各年齢層で女性より男性が高い

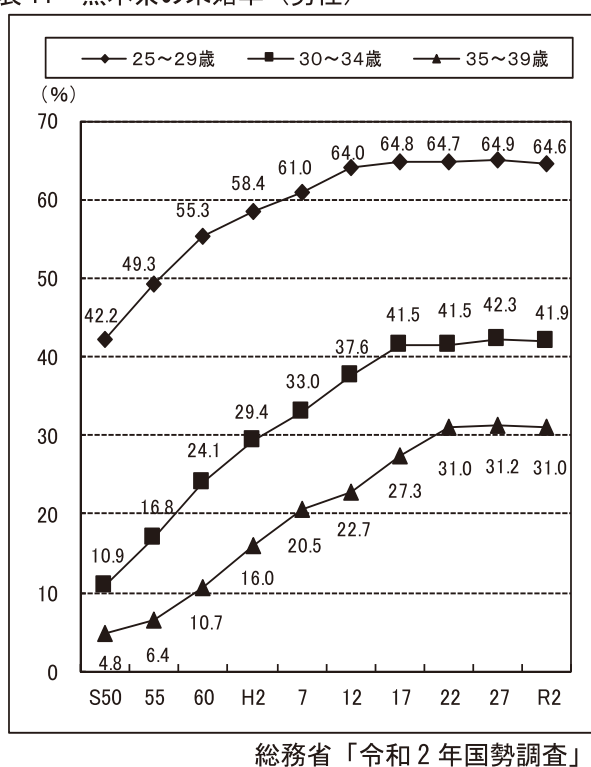
本県の未婚率は全体的に見ると増加傾向にある。昭和50年(1975年)と令和2年(2020年)と比較すると、女性では35～39歳の未婚率が6.2%から22.6%と約3.6倍に、男性では35～39歳の未婚率が4.8%から31.0%と約6.5倍に増えている。

また、各年齢層で男性は女性より7～10ポイント程度未婚率が高くなっている(図表10・11)。

図表10 熊本県の未婚率(女性)



図表11 熊本県の未婚率(男性)



第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状

I あらゆる分野における女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な関係を築き、様々な分野で政策や方針を決定する場に共同して参画することが必要である。国では、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にすることを目標に掲げており、本県においても、県・市町村をはじめ、企業・団体等において長期的視点を持って、女性の参画を推進していく必要がある。

ここでは、行政、政治、就業分野等における女性の参画状況や市町村の男女共同参画への取組状況をみていく。

ポイント

- 1 日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、146 か国中 116 位と前回より順位を4つ上げたが低迷している。国際的にみて、政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きい。
- 2 県民の8割以上が政策・方針決定の場への女性の参画を望んでいるが、現実とは大きく乖離している。
- 3 本県の審議会等委員への女性の登用率は、前年より0.2ポイント増の39.6%となった。
- 4 本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、前年より0.2ポイント増の9.8%となっている。
- 5 県内事業所の管理職に占める女性の割合は、全体で前年より1.6ポイント増加し、27.3%となっている。
- 6 女性労働者が雇用者の約半数近くを占めるほどの増加傾向にある中で、女性労働者における非正規職員の割合は半数を占め、男性の約2.5倍となっている。

1 国際的な状況

（1）日本の女性の参画状況

●国際的に見ても低い水準にある我が国の女性の参画状況

令和4年(2022年)9月に国連開発計画が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数（HDI）が191か国中19位で前回と同順位となっている。

また、令和4年(2022年)7月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、146か国中116位と前回より順位を4つ上げたが低迷している（図表12）。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げているが、政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きく、女性が政治・経済活動等に参画し、意思決定に携わる機会や環境の整備が不十分であると言える。

※HDI 人間開発指数 とは・・・ (Human Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国内総所得を用いて算出している。

※GGI ジェンダー・ギャップ指数とは・・・ (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

図表 12 HDI、GGIにおける日本の順位

HDI(人間開発指数)			GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GGI値
1	スイス	0.962	1	アイスランド	0.908
2	ノルウェー	0.961	2	フィンランド	0.860
3	アイスランド	0.959	3	ノルウェー	0.845
4	香港	0.952	4	ニュージーランド	0.841
5	オーストラリア	0.951	5	スウェーデン	0.822
6	デンマーク	0.948	6	ルワンダ	0.811
7	スウェーデン	0.947	7	ニカラグア	0.810
8	アイルランド	0.945	8	ナミビア	0.807
9	ドイツ	0.942	9	アイルランド	0.804
10	オランダ	0.941	10	ドイツ	0.801
：	：	：	：	：	：
17	ルクセンブルク	0.930	27	米国	0.769
18	英国	0.929	：	：	：
19	日本	0.925	99	韓国	0.689
19	韓国	0.925	：	：	：
21	米国	0.921	116	日本	0.650
：	：	：	：	：	：

国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書 2021/2022」（2022 年 9 月）及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2022」（2022 年 7 月）より作成
測定可能な国数は、HDI は 191 か国、GGI は 146 か国

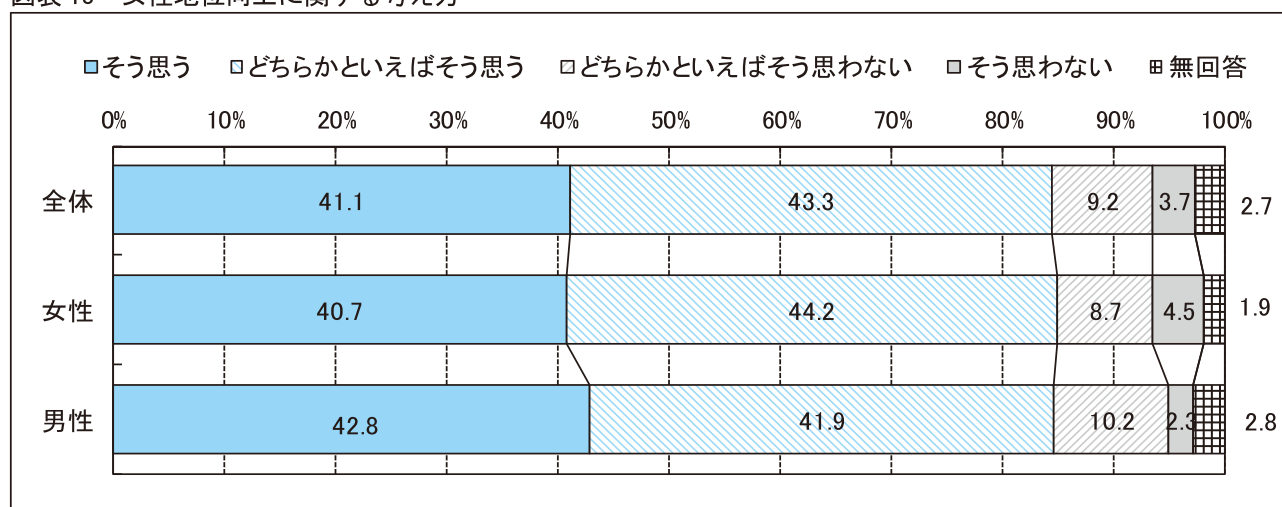
2 政策・方針決定の場における状況

（１）女性の地位向上に関する考え方

●男女ともに８割以上が政策企画立案や方針決定の場への女性の参画を望んでいる

「女性が自治体の首長や議会議員、企業の管理職や農協の役員、自治会長やPTAの会長などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればよいと思うか」の問に対し「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は、前回調査（H26.11 実施）から 6.9%増加し 84.4%となった（図表 13）。

図表 13 女性地位向上に関する考え方



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

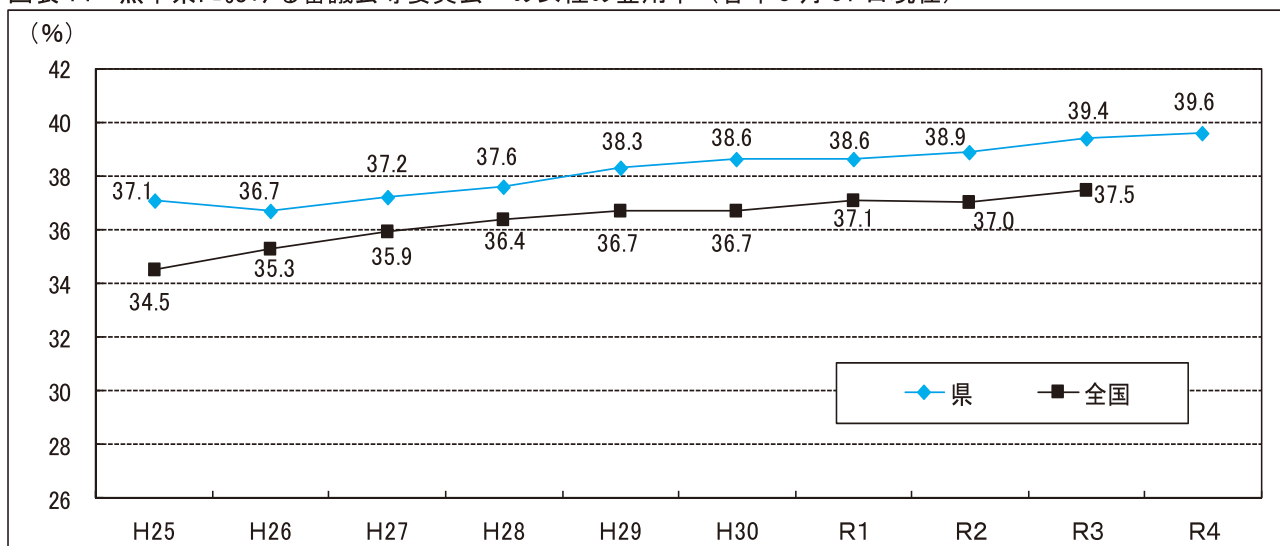
(2) 審議会等委員に占める女性の割合

●本県における女性登用率は前年より0.2ポイント増の39.6%

本県における審議会等委員への女性の登用率は、令和4年(2022年)3月31日現在、前年より0.2ポイント増加の39.6%となった(図表14)。

市町村においては、令和4年(2022年)3月31日現在、24.2%と前年より1.4ポイント増加したものの低い状況にあるため、女性登用率向上に向けては、目標値設定や積極的な女性登用などを行う必要がある(図表15)。

図表14 熊本県における審議会等委員会への女性の登用率(各年3月31日現在)



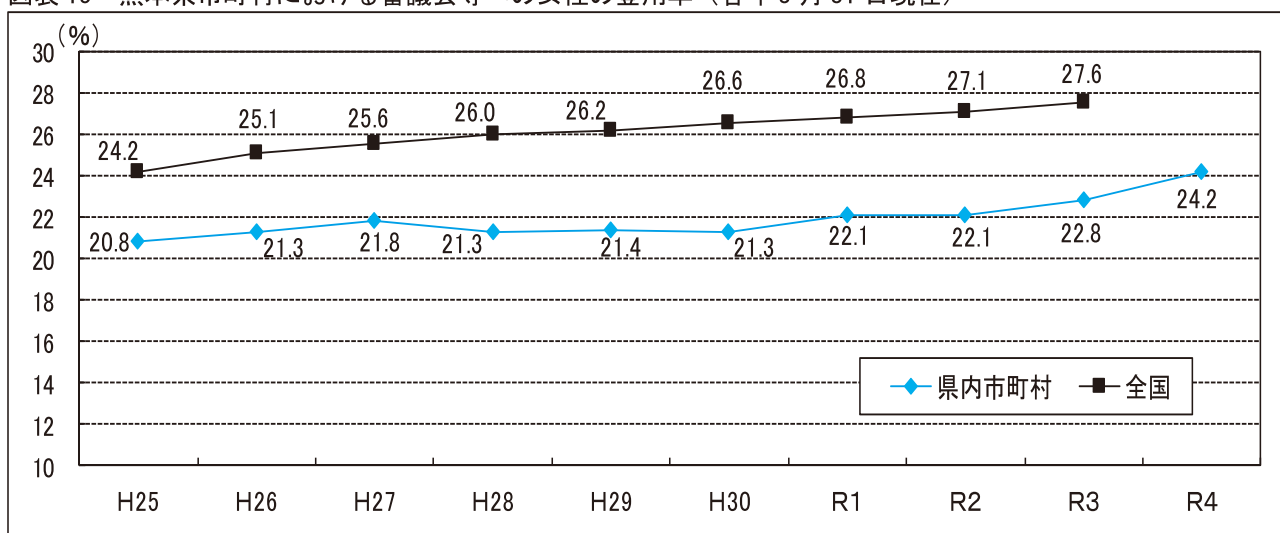
※熊本県の数値は、登用目標の対象である審議会等への女性の登用率

※全国の数値は、令和4年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表15 熊本県市町村における審議会等への女性の登用率(各年3月31日現在)



※県内市町村及び全国ともに地方自治法第202条の3に基づく審議会等(広域を含む)への女性の登用率

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、令和4年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

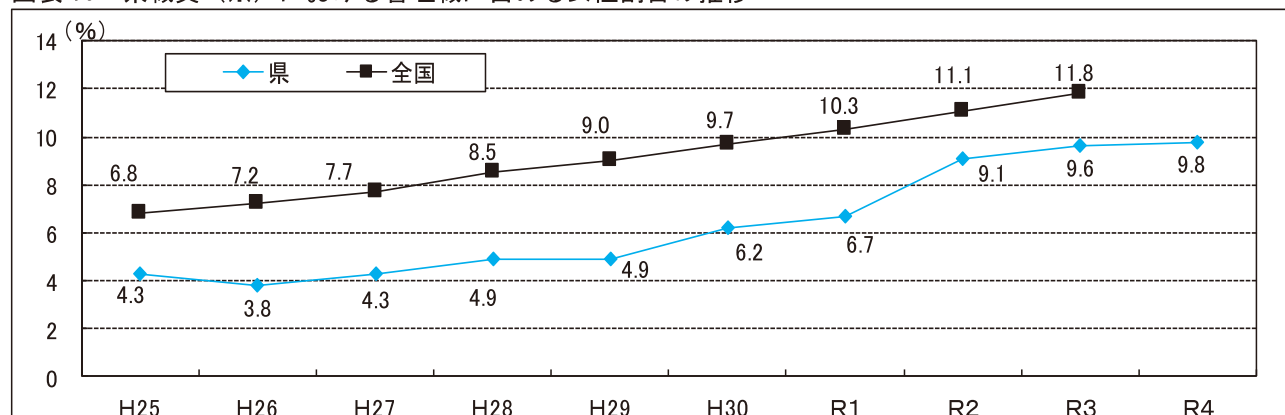
(3) 熊本県における女性の参画状況

●管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合は増加

熊本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、令和4年(2022年)4月1日現在、前年より0.2ポイント増の9.8%となった(図表16)。

なお、令和4年(2022年)4月1日現在、新規採用職員に占める女性の割合は、熊本県全体(教職員除く)で42.7%、知事部局のみで47.4%だった(図表17)。

図表16 県職員(※)における管理職に占める女性割合の推移



※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上

※令和4年の全国の数値は、調査結果が出ていないため空欄

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

【参考】

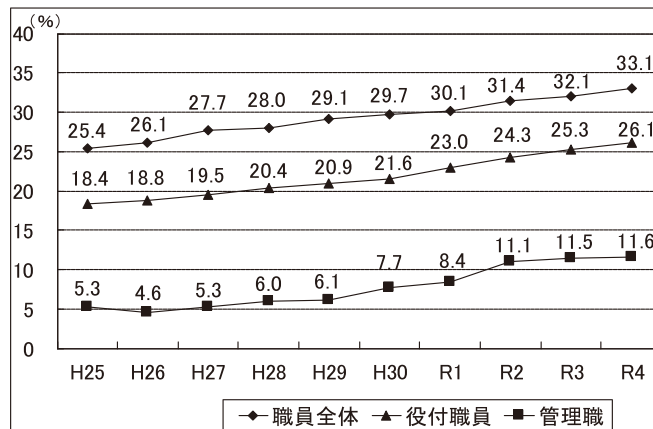
県職員(※)における女性の登用状況の推移

本県における教職員、警察官を除いた管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年より0.1ポイント増の11.6%となった。

また、役付職員（係長級以上）に占める女性の割合は前年より0.8ポイント増の26.1%となった。

※対象：知事部局等職員、県警職員のうち事務職員等（警察官を除く）、教育委員会事務局職員

※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表17 新規採用職員(教職員除く)に占める女性割合の全国比較(各年4月1日現在) (%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
熊本県	25.0	29.7	38.9	33.1	32.4	34.4	39.0	38.5	33.3	42.7
全国	30.3	32.6	31.9	34.4	35.3	35.1	35.3	36.6	38.5	—
【参考】知事部局	32.7	39.7	42.3	42.3	42.0	38.1	40.9	38.5	32.3	47.4

※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※全国の数値は、令和4年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

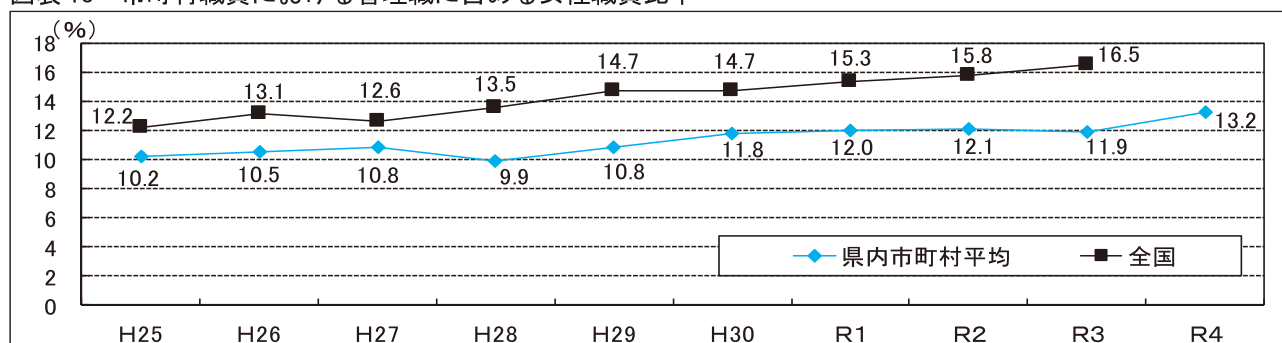
(4) 市町村における女性の参画状況

●市町村の管理職（※）に占める女性の割合は前年より増加

市町村の管理職に占める女性の割合は、令和4年(2022年)4月1日現在、県内市町村平均で13.2%となり、前年度より1.3ポイント増加した(図表18)。

また、県内市町村新規採用職員に占める女性の割合は、前年度より3.8ポイント増加し42.4%となった(図表19)。

図表18 市町村職員における管理職に占める女性職員比率



※管理職：管理職手当を支給されている職員（管理または監督の地位）にある職員のうち、条例等で指定する職（内閣府推進状況調査による定義）概ね課長級以上が該当

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、令和4年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表19 市町村新規採用職員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

採用区分	H28			H29			H30			R1			R2			R3			R4		
	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合
大学卒業程度	306	121	39.5%	266	89	33.5%	251	100	39.8%	296	99	33.4%	250	103	41.2%	203	76	37.4%	232	87	37.5%
短大卒業程度	45	39	86.7%	30	28	93.3%	21	20	95.2%	40	33	82.5%	35	28	80.0%	25	16	64.0%	23	15	65.2%
高校卒業程度	144	55	38.2%	149	53	35.6%	185	86	46.5%	148	52	35.1%	168	73	43.5%	181	66	36.5%	191	87	45.5%
計	495	215	43.4%	445	170	38.2%	457	206	45.1%	484	184	38.0%	453	204	45.0%	409	158	38.6%	446	189	42.4%

熊本県男女参画・協働推進課調べ

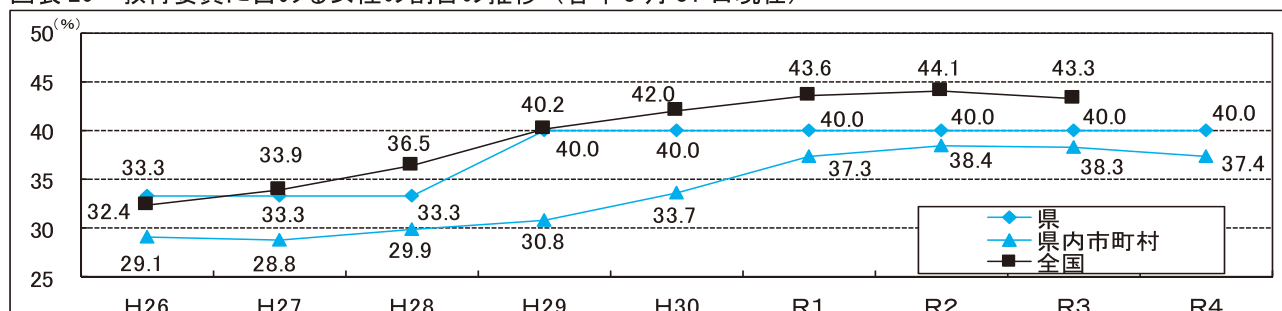
(5) 教育分野における女性の参画状況

●本県教育委員に占める女性の割合は40.0%

本県の教育委員は、5人中女性は2人である。

一方、県内市町村の教育委員に占める女性の割合は37.4%となり、前年より0.9ポイント減少した(図表20)。

図表20 教育委員に占める女性の割合の推移（各年3月31日現在）



※県教育委員の総数は、平成28年までは6名、平成29年からは5名

※全国の数値は都道府県の平均値であり、令和4年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

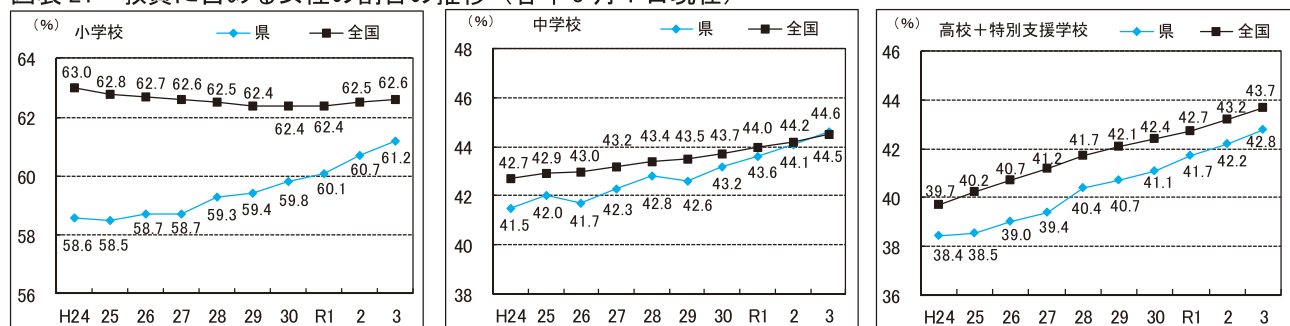
●管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合は、全ての校種において全国平均を下回っている

公立学校教員に占める女性の割合は、令和3年度(2021年度)は小学校が61.2%、中学校が44.5%、高校・特別支援学校は42.8%となり、年々上昇し全国平均に近づきつつある(図表21)。

また、管理職（校長、副校長、教頭）の女性比率は、令和3年度(2021年度)は小学校22.0%、中学校7.5%、高校・特別支援学校14.1%となっており、全国平均を下回っている(図表22)。このことから、管理職候補者に対する研修会の実施や、管理職の多忙感の解消など勤務環境の整備を行い、男女を問わず適材適所へ登用を行う必要がある。

新規採用教員に占める女性の割合は、全体で55.7%となり前年度より2.0ポイント減少した(図表23)。

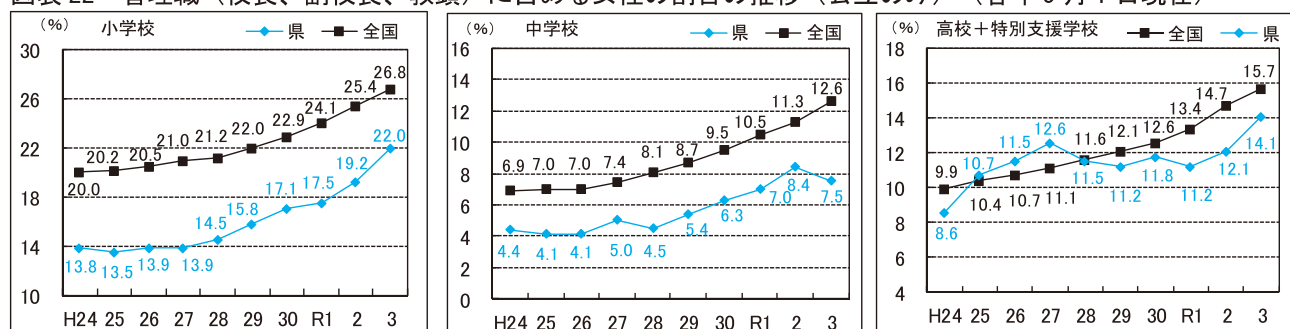
図表21 教員に占める女性の割合の推移(各年5月1日現在)



※公立学校の教員(本務者)を集計

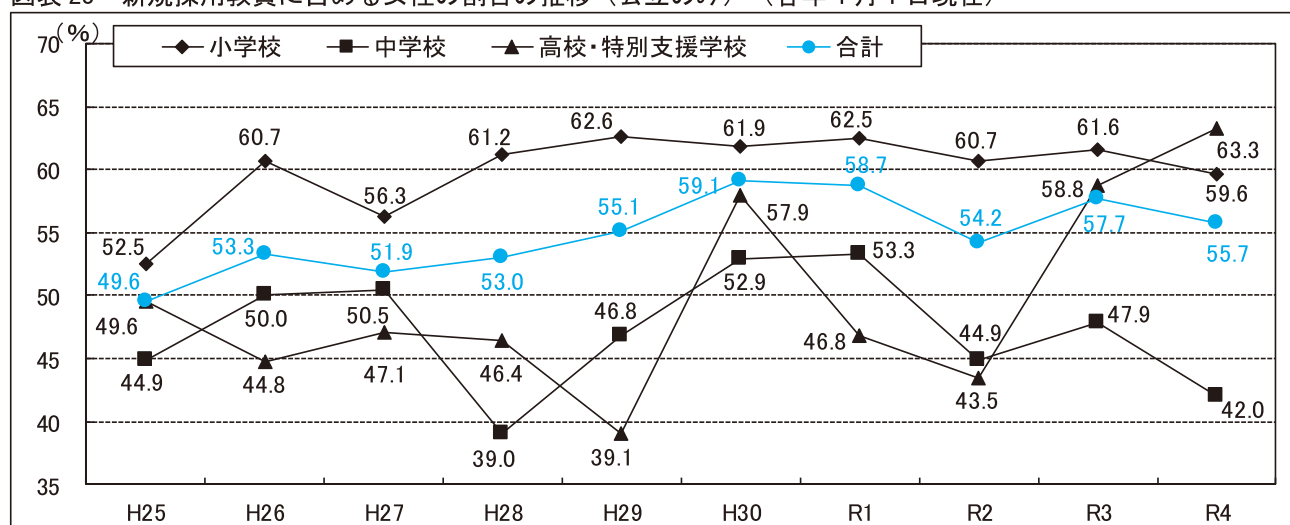
文部科学省「令和3年度学校基本調査」

図表22 管理職(校長、副校長、教頭)に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年5月1日現在)



文部科学省「令和3年度学校基本調査」

図表23 新規採用教員に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年4月1日現在)



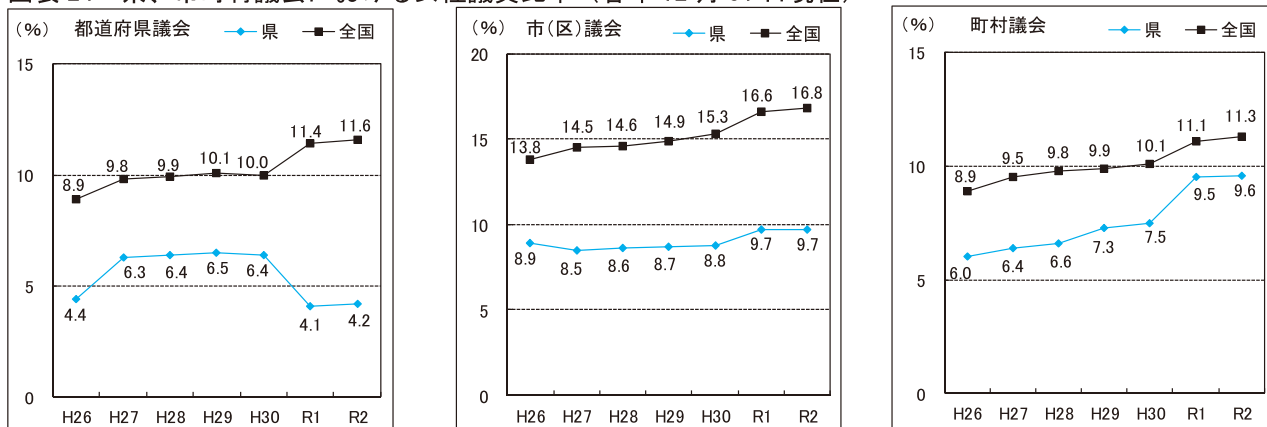
熊本県男女参画・協働推進課調べ

(6) 政治における女性の参画状況

●女性議員の割合は、県、市、町村いずれも全国平均を下回っている

県議会、市、町村議会における女性議員比率は前年とほぼ同値となった。割合は10%未満であり、いずれも全国平均を下回っている（図表24）。

図表24 県、市町村議会における女性議員比率（各年12月31日現在）



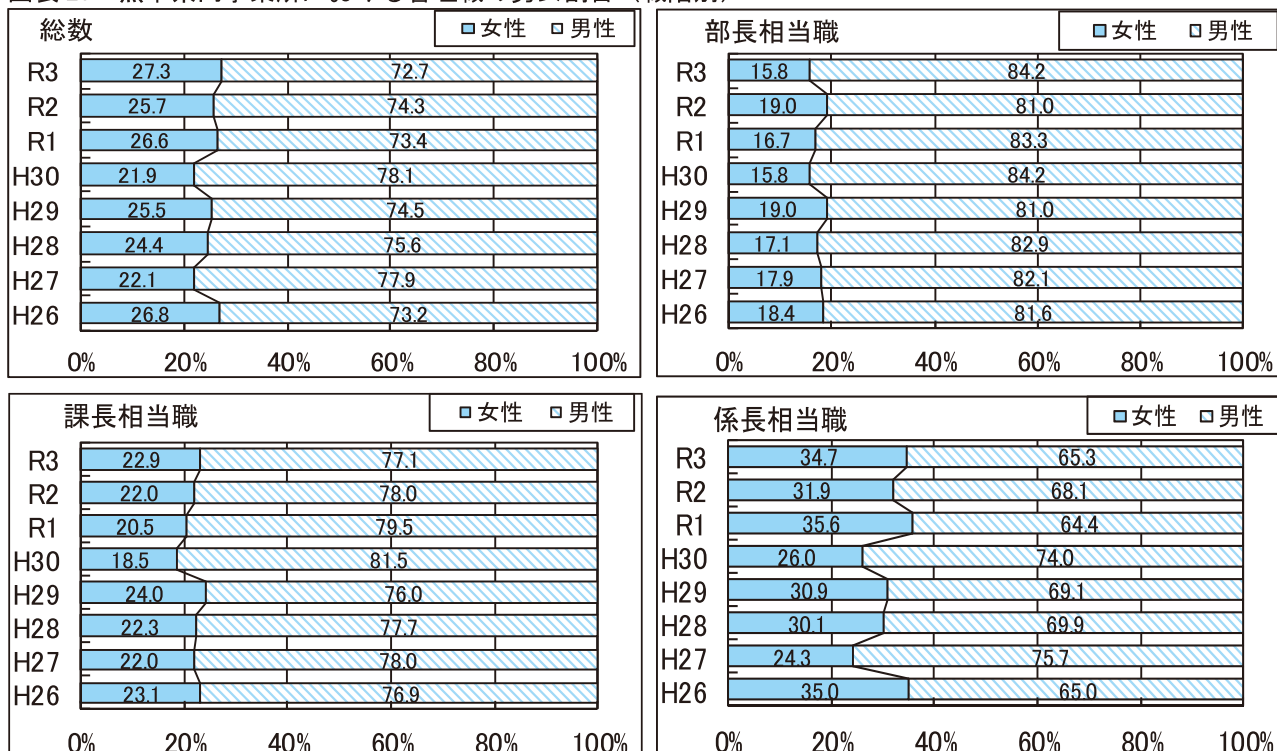
内閣府「令和3年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

(7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合

●管理職に占める女性の割合は27.3%で、前年比1.6ポイント増加

県内事業所における管理職に占める女性の割合は、課長相当職及び係長相当職の職階で増加し、全体では27.3%となり前年より1.6ポイント増加した（図表25）。

図表25 熊本県内事業所における管理職の男女割合（職階別）



熊本県労働雇用創生課「令和3年度熊本県労働条件等実態調査」

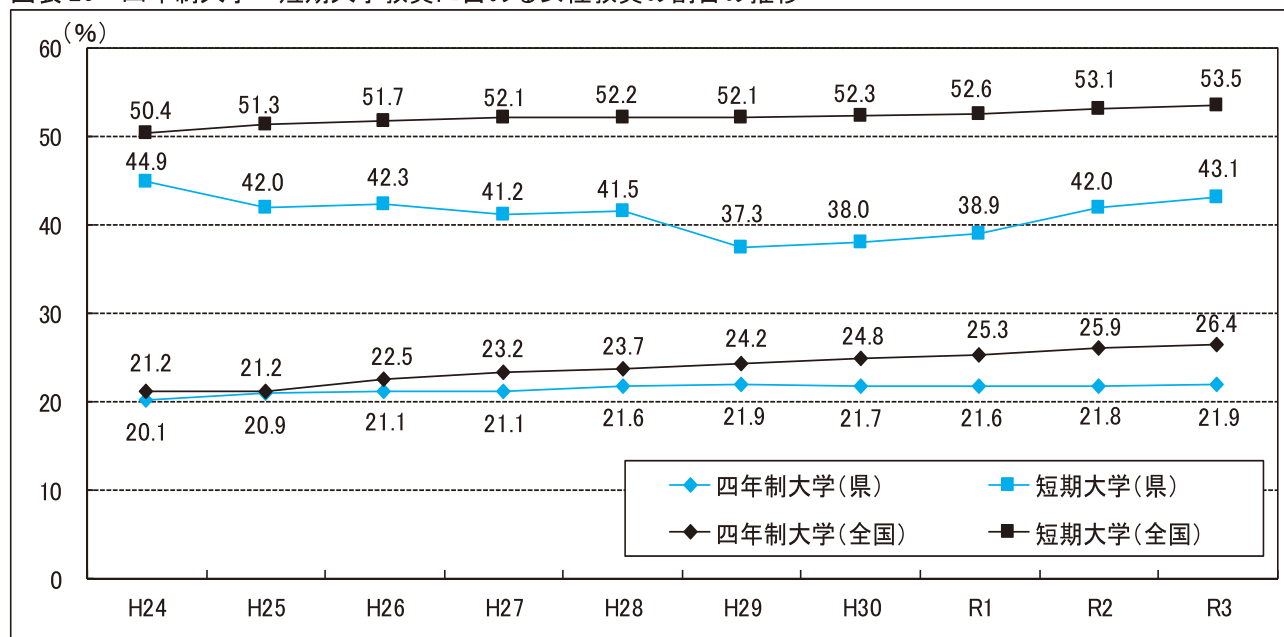
(8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況

●四年制大学教員に占める女性の割合は、全国平均を下回る

本県の四年制大学における女性教員の割合は、21.9%と前年度より0.1ポイント増加したが、依然として全国平均を下回っている。

また、短期大学においては、43.1%と前年度よりも1.1ポイント増加したものの、依然として全国との差は開いている（図表26）。

図表26 四年制大学・短期大学教員に占める女性教員の割合の推移



文部科学省「令和3年学校基本調査」

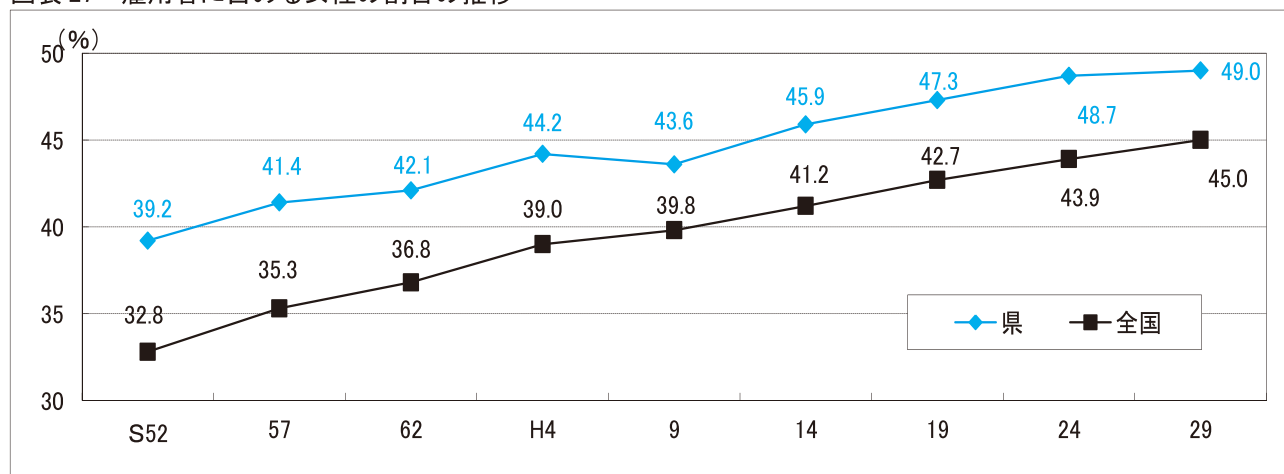
3 就業・雇用分野における状況

(1) 雇用者に占める女性の割合

●雇用者に占める女性の割合は、全国平均を上回り、増加傾向

本県の雇用者に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成29年(2017年)には49.0%と、雇用者の半数近くが女性となった（図表27）。

図表27 雇用者に占める女性の割合の推移



総務省「平成29年就業構造基本調査」

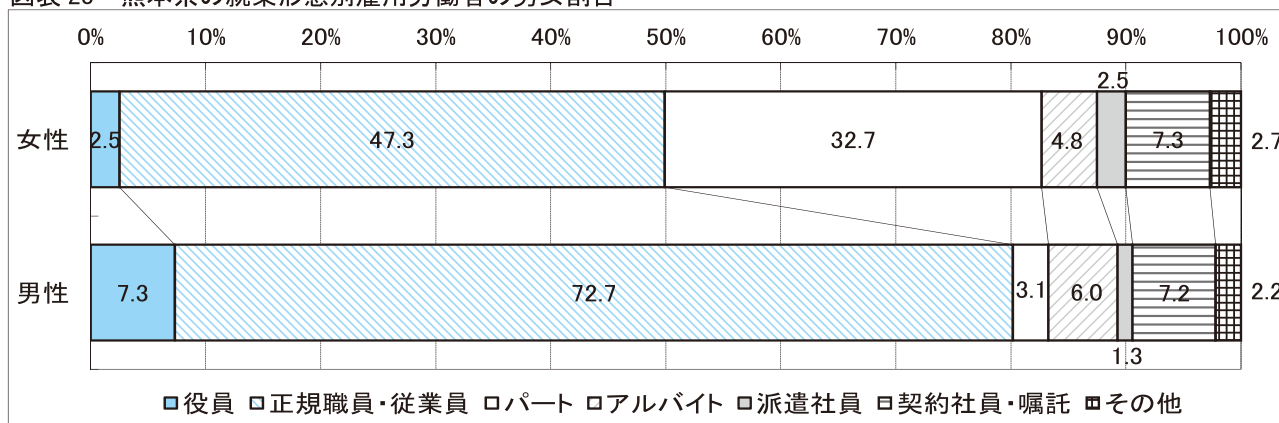
(2) 労働者の雇用形態

●女性労働者のうち、非正規職員の割合は約半分

本県の労働者の雇用形態を男女別にみると、正規職員・従業員である割合は、男性 72.7%に対し女性 47.3%となっている。

また、女性労働者のうちパート等非正規職員の割合は約半分以上を占めている（図表 28）。これは、女性が出産や育児のために一度退職し、再就職する際には、パートタイム等の労働者となる傾向にあることが一因と考えられる。

図表 28 熊本県の就業形態別雇用労働者の男女割合



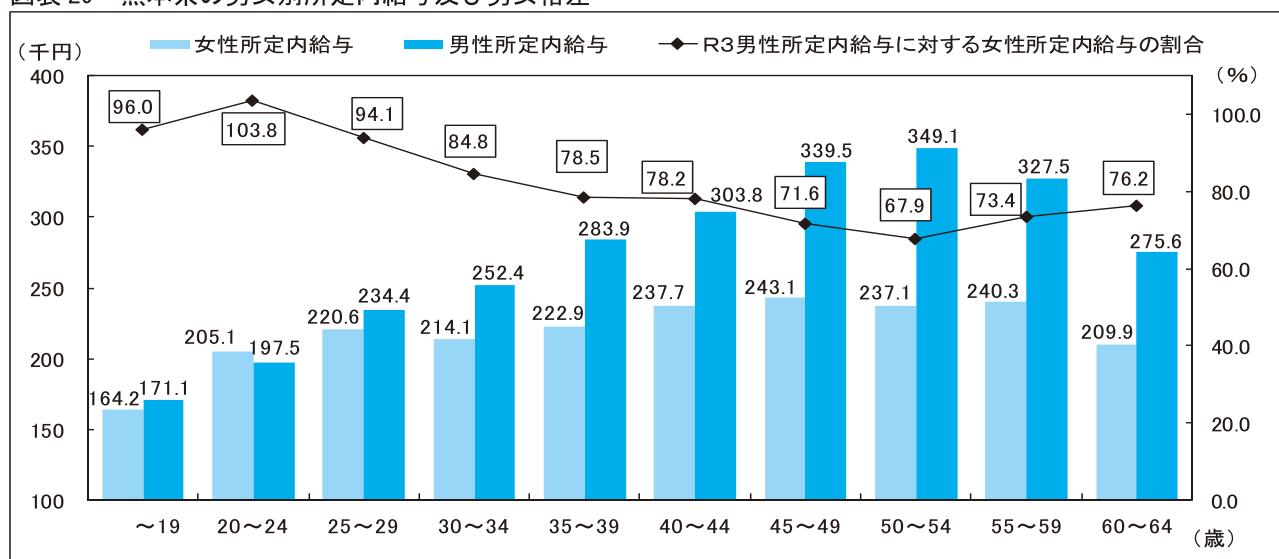
総務省「平成 29 年就業構造基本調査」

(3) 男女別所定内給与

●男性と女性の給与の割合は 30 歳代から差が開きはじめる

10 歳代、20 歳代では、女性の所定内給与と男性の所定内給与との差は比較的小さいが、30 歳代から差が開き始める。また、男性の所定内給与は 50～54 歳まで一貫して増加しているが、女性の所定内給与は 20 歳代後半以降ほぼ横ばい状態である。そのうち男性がピークを迎える 50～54 歳の所定内給与では、男性 349.1 千円に対し女性 237.1 千円と 112.0 千円の差が生じている。この状況の背景としては、正規雇用者の男女間での賃金格差があることに加え、賃金水準の低いパートタイム労働等に女性が多いことが一因と考えられる（図表 29）。

図表 29 熊本県の男女別所定内給与及び男女格差



※所定内給与：定額給与（月間決まって支給する現金給与額）から超過労働給与額（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）を除いたもの

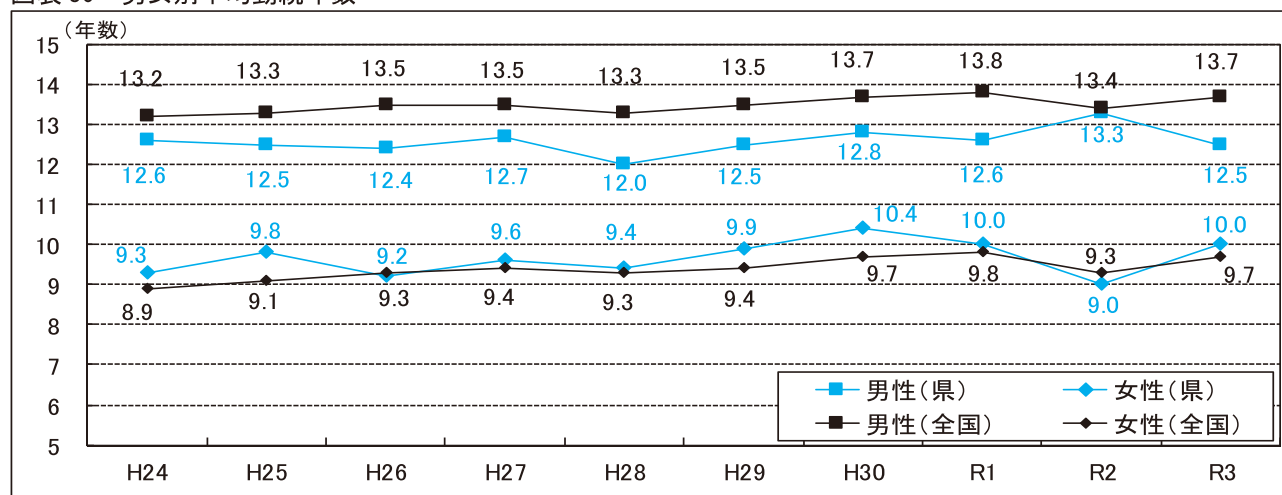
厚生労働省「令和 3 年賃金構造基本統計調査」

(4) 男女別勤続年数

●本県の女性の平均勤続年数は増加

男女の平均勤続年数を比較すると、本県における女性の平均勤続年数は前年より1.0年増の10.0年、男性は0.8年減の12.5年となり、その差は2.5年と縮小した。ここ数年の変化は新型コロナウイルス感染症の影響も考えられることから、引き続き注視するとともに、女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができるよう、男女がともに仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境を整備することが必要である（図表30）。

図表30 男女別平均勤続年数



厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」

トピック①

「女性版骨太の方針2022 (女性活躍・男女共同参画の重点方針2022)」から

令和4年(2022年)6月に『女性版骨太の方針2022』が公表されました。

ここでは、「第5次男女共同参画基本計画」を着実に実行するため、令和4年度及び5年度に重点的に取り組むべき事項が定められています。

- I 女性の経済的自立
- II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- III 男性の家庭・地域社会における活躍
- IV 女性の登用目標達成(第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

この中で、「男女間賃金格差への対応」に向けた法改正(常用労働者301人以上の事業主に対する女性の男性に対する賃金比率の公表)や「地域におけるジェンダーギャップの解消」に向けた男女共同参画センターの機能強化・充実への動き、また「政治分野」「行政分野」「経済分野」「科学技術・学術分野」「国際分野」における女性の登用促進をはじめ、「地域における女性活躍」として農業委員や防災会議の委員、校長・教育委員会等への女性登用向上への取組等が示されています。

内閣府公表URL

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

4 農林水産業における状況

(1) 農林水産業における女性の参画状況

●農協役員は横ばい、農業委員の割合は年々増加傾向にあるものの依然として低い

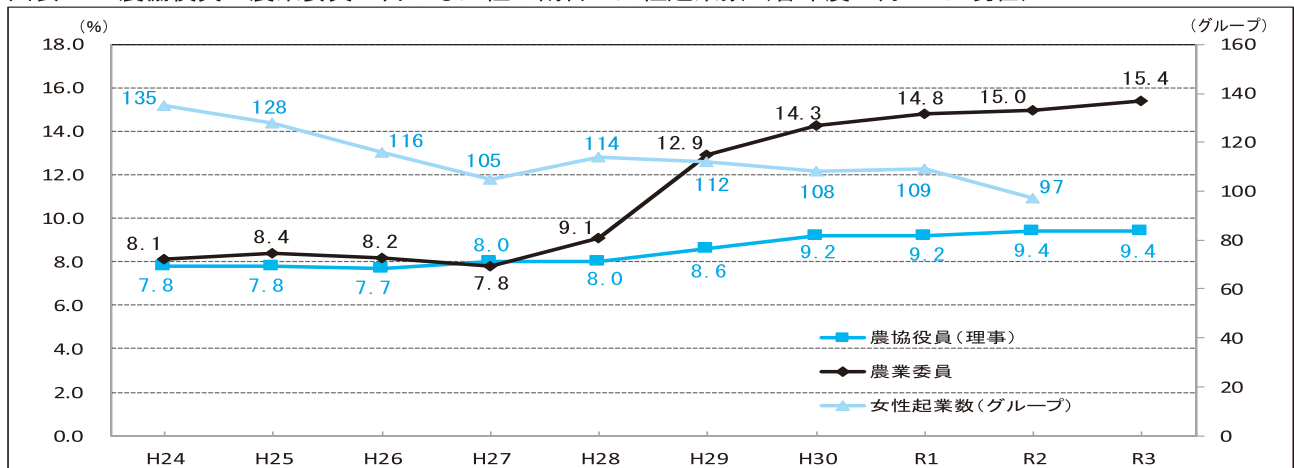
農業就業人口に占める女性の割合は 44.3%とほぼ半数となっており、重要な担い手となっている。また、家族経営協定農家数は昨年に比べ若干減少したものの、女性が経営に参画できる環境が整えられてきている。

一方で、農協役員に占める女性の割合は 9.4%と横ばい、農業委員に占める女性の割合は 15.4%と増加したが、就業比率からみると依然として低い（図表 31～33）。本県の農業においては女性が重要な担い手であることから、政策・方針決定への女性の参画を加速していく必要がある。

図表 31 農林水産業の女性従業者

	調査時点	女性の割合	出典
農業就業人口	R2.2.1	44.3%	R2農林業センサス
林業就業者	R2.10.1	16.4%	R2年国勢調査
漁業就業者	H30.11.1	22.2%	H30漁業センサス

図表 32 農協役員・農業委員に占める女性の割合・女性起業数（各年度 3 月 31 日現在）

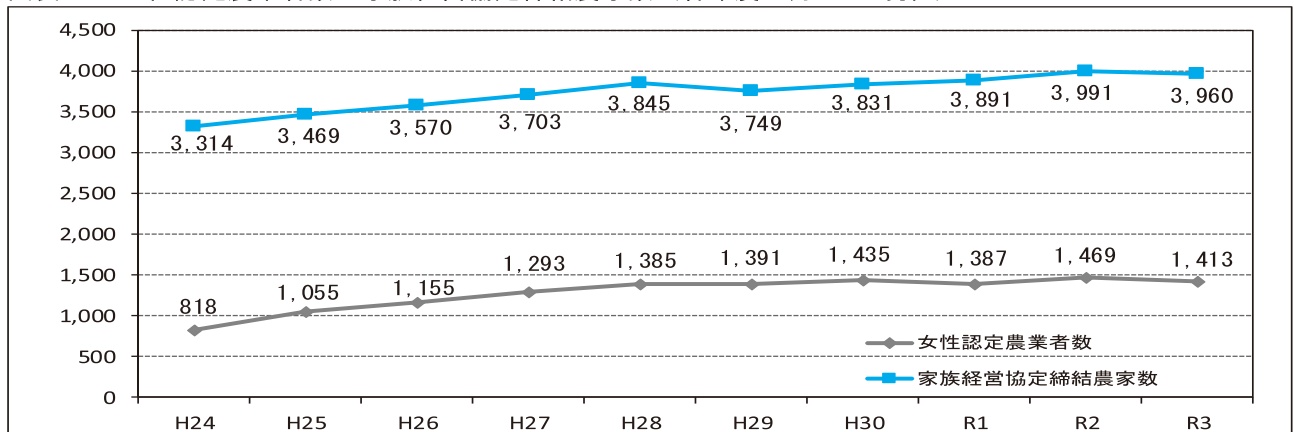


※農業委員において平成 27 年度以前は 9 月 1 日現在

※女性起業数(グループ)は令和 2 年の調査をもって終了

熊本県団体支援課、農地・担い手支援課調べ

図表 33 女性認定農業者数・家族経営協定締結農家数（各年度 3 月 31 日現在）



※R3 年の「女性認定農業者数」は暫定値

熊本県農地・担い手支援課調べ

5 地域における状況

(1) 地域活動における女性の参画状況

●自治会長、PTA会長に占める女性の割合は依然として低い

民生委員・児童委員に占める女性の割合は6割を超えて増え続けており、多くの女性が地域活動に携わっている。しかし、令和4年(2022年)4月時点の自治会長に占める女性の割合は、3.3%と依然として低い状況のまま推移している。また、PTA会長に占める女性の割合は、特別支援学校を含め14.4%と増加傾向が続いているが、方針決定過程への女性の参画は十分とは言えない(図表34)。

地域活動を担う人材として女性は貴重な存在であることを全ての人が認識し、まちづくりなど各分野で女性が活躍できる環境づくりが必要である。

図表34 熊本県の地域活動における女性割合

	調査時点	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
自治会長	H25.4	4,647	120	2.6	熊本県男女参画・協働推進課調べ
	H26.4	4,558	121	2.7	
	H27.4	4,461	115	2.6	
	H28.4	4,606	111	2.4	
	H29.4	4,616	129	2.8	
	H30.4	4,572	129	2.8	
	H31.4	4,575	136	3.0	
	R2.4	4,558	151	3.3	
	R3.4	4,556	156	3.4	
	R4.4	4,654	155	3.3	
PTA会長	H25.6	606	36	5.9	熊本県社会教育課調べ ※公立の小学校・中学校・高校 ※H31.4より特別支援学校含む
	H26.6	632	44	7.0	
	H27.6	589	43	7.3	
	H28.6	596	39	6.5	
	H29.4	596	39	6.5	
	H30.4	566	48	8.5	
	H31.4	567	70	12.3	
	R2.6	561	65	11.6	
	R3.4	564	68	12.1	
	R4.4	569	82	14.4	
民生委員・児童委員	H25.4	4,072	2,462	60.5	熊本県健康福祉政策課調べ (～H28) 熊本県社会福祉課調べ (H29～R3) 熊本県地域支え合い支援室調べ (R4～)
	H26.4	4,080	2,485	60.9	
	H27.4	4,100	2,509	61.2	
	H28.4	4,095	2,524	61.6	
	H29.4	4,097	2,578	62.9	
	H30.4	4,106	2,588	63.0	
	H31.4	4,107	2,601	63.3	
	R2.4	4,070	2,651	65.1	
	R3.4	4,068	2,663	65.5	
	R4.4	4,081	2,677	65.6	

II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

ドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為が依然として後を絶たない。このため、意識啓発はもとより、被害者の救済及び自立支援策の充実が求められている。

DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年(2014年)）1月3日施行で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となった。

ここでは、熊本県における女性の人権をめぐる状況を中心にみていく。

ポイント

- 1 県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,600件となり、昨年より107件減少した。
- 2 40歳以上の男性自殺者が自殺者全体の50%以上を占めている。
- 3 児童虐待相談件数は前年より若干減少し2,352件となった。

1 女性に対する暴力の状況

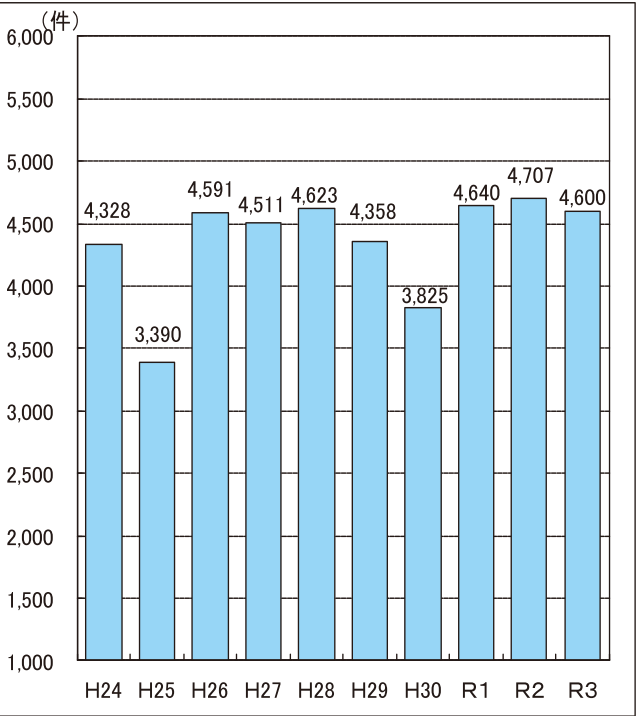
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）

●DV相談件数は昨年から減少

県内の主な相談窓口におけるDV相談延べ件数の合計は、前年から107件減少し、4,600件となった（図表35）。

相談窓口別に見ると県地域振興局が大幅に増加しており、県女性相談センター及び県警察本部、県男女共同参画相談室が微増となった（図表36）。

図表35 熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数の推移



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表36 熊本県内の主な相談窓口別DV相談延べ件数

	熊本県女性相談センター （配偶者暴力相談支援センター） （県福祉総合相談所）	県男女共同参画相談室	県警察本部 （各警察署対応分も含む） （※1、※2）	女性の権利ホットライン （熊本県方法務局） （※1）	熊本県男女共同参画センター 総合相談室（※3）	各市福祉事務所等	県地域振興局	合計
H24	1,138	88	421	55	122	2,392	112	4,328
H25	896	81	390	118	167	1,646	92	3,390
H26	1,015	47	773	108	156	2,402	90	4,591
H27	990	49	781	80	114	2,351	146	4,511
H28	885	41	626	76	100	2,812	83	4,623
H29	794	79	485	35	97	2,785	83	4,358
H30	892	41	511	44	45	2,224	68	3,825
R1	848	17	448	23	—	3,242	62	4,640
R2	656	24	641	52	—	3,271	63	4,707
R3	676	26	651	43	—	3,064	140	4,600

※1 暦年集計、※2 新規認知事案件数、

※3 令和元年度から「一般相談」を廃止しDV相談のみを
熊本市に移管したため対象となる数値計上なし

熊本県男女参画・協働推進課調べ

●DV事案対応件数は依然として高い水準にある

令和3年(2021年)に熊本県警が対応したDV事案件数は、651件で前年に比べ10件増加した(図表37)。

図表37 熊本県警察本部におけるDV事案対応状況(暦年集計)

	対応件数	書面提出要求※	裁判所からの保護命令通知					裁判所からの保護命令通知違反検挙					他法令検挙
			被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	
H24	421	59	50	27	30	49	12	1	0	1	0	0	37
H25	390	51	49	26	25	48	14	1	0	0	0	0	25
H26	773	61	55	37	29	55	19	1	0	0	0	0	122
H27	781	90	73	43	22	69	20	1	0	0	0	0	127
H28	626	56	55	33	15	53	16	1	0	0	0	1	163
H29	485	53	42	26	15	40	17	0	0	0	1	0	94
H30	511	32	28	20	10	27	14	1	0	0	0	0	113
R1	448	52	46	28	20	43	22	2	0	0	0	1	102
R2	641	33	29	18	10	28	9	0	1	0	1	0	82
R3	651	26	23	12	7	21	9	0	0	0	1	1	91

※警察が裁判所から「申立人が相談した際の状況等を記載した書面」の提出を求められた件数

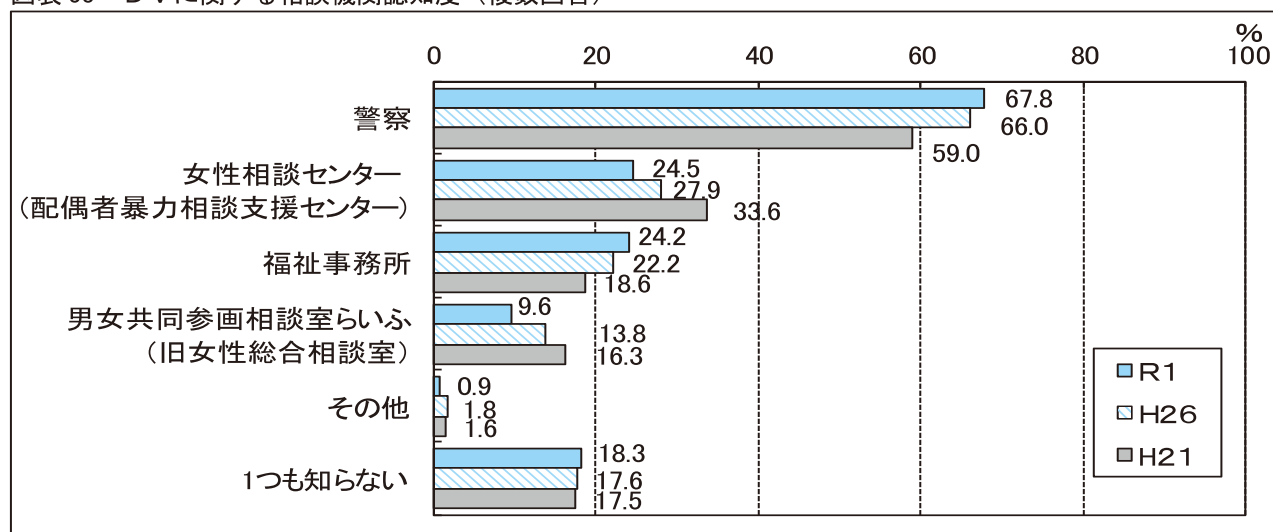
熊本県警察本部人身安全対策課調べ

●DVに関する相談機関の認知度は、警察が67.8%で突出している

県内のDV相談機関の認知度調査では、警察が平成26年(2014年)調査から1.8ポイント増加し67.8%で突出している。次いで女性相談センターが3.4ポイント減少し24.5%、福祉事務所は2.0ポイント増加し24.2%となった。

一方で、18.3%の人が相談機関を「1つも知らない」と回答しており、誰にも相談できずに悩む被害者がいなくなるよう、相談機関の周知に一層取り組む必要がある(図表38)。

図表38 DVに関する相談機関認知度(複数回答)



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(R1.11実施)

(2) ストーカー・性犯罪

●ストーカー認知件数は減少、性犯罪認知件数は増加

ストーカーの認知件数は410件と前年425件に比べ15件減少した。また、性犯罪の認知件数は77件で、前年より15件増加している（図表39）。

図表39 熊本県警察本部におけるストーカー事案・性犯罪（強制的性交等罪と強制わいせつ罪）対応状況（暦年集計）

・ストーカー事案

年	認知件数	警告	禁止命令	検挙件数			
					命令違反	行為罪	他法令
H24	203	11	0	25	0	3	22
H25	220	11	1	18	0	3	15
H26	413	19	1	26	0	3	23
H27	445	23	1	43	0	3	40
H28	292	16	0	29	0	2	27
H29	228	12	10	28	1	5	22
H30	294	23	14	35	0	2	33
R1	283	23	22	30	2	9	19
R2	425	29	32	40	0	16	24
R3	410	14	36	54	3	14	37

熊本県警察本部人身安全対策課調べ

・性犯罪

年	認知件数	検挙件数
H24	67	51
H25	106	73
H26	91	70
H27	83	70
H28	68	59
H29	76	62
H30	58	48
R1	53	50
R2	62	49
R3	77	70

熊本県警察本部刑事企画課調べ

トピック②

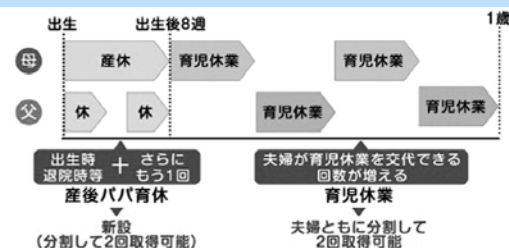
育児休業に関する施策が段階的に施行されています！

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため、育児・介護休業法が2021年6月に改正され、育児休業に関する施策が2022年4月から2023年4月の間に段階的に施行されています。

施行日	内容
2022. 4. 1	・事業主に対し育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得の要件緩和
2022. 10. 1	・育児休業の分割取得 ・出生時育児休業（産後パパ育休）の新設
2023. 4. 1	・育児休業取得状況の公表義務付け

出生時育児休業（産後パパ育休）では...

- 子どもが産まれた直後の時期に柔軟に育児休業が取得できるよう、「産後パパ育休」が創設されました。
- 子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できるようになります。
- 産後パパ育休中に一部就業することもできます。
(労使協定と個別合意が必要)
- 1歳までの育児休業も、2回に分割して取得できるようになります。



出典：厚生労働省「育児休業リーフレット」

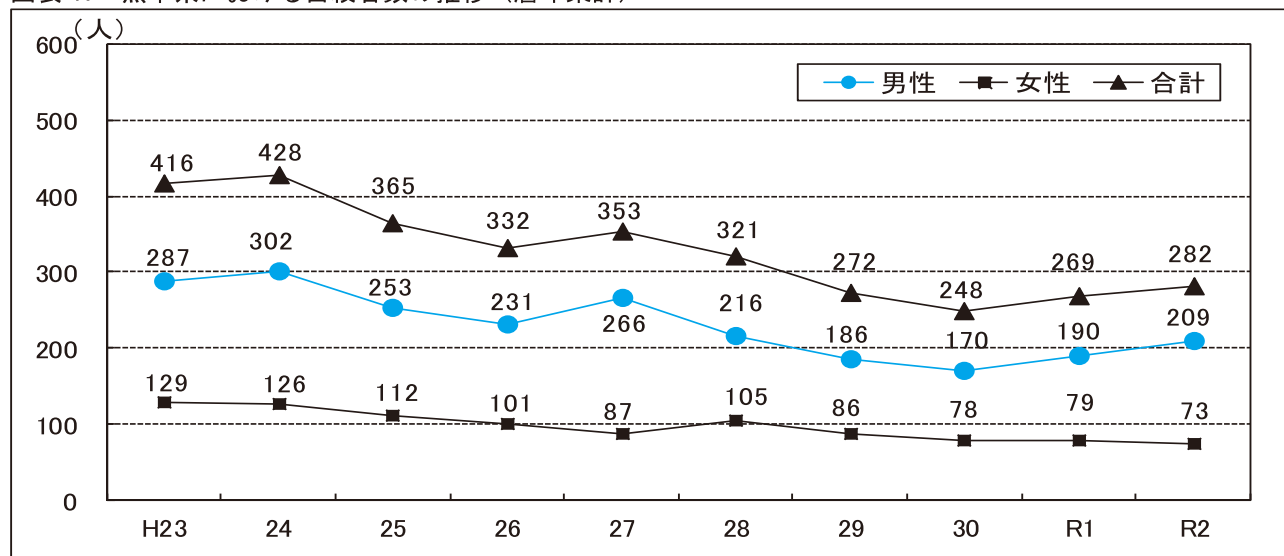
2 自殺、児童虐待の状況

(1) 自殺者の推移

●40 歳以上の男性自殺者が全体の半数以上を占める

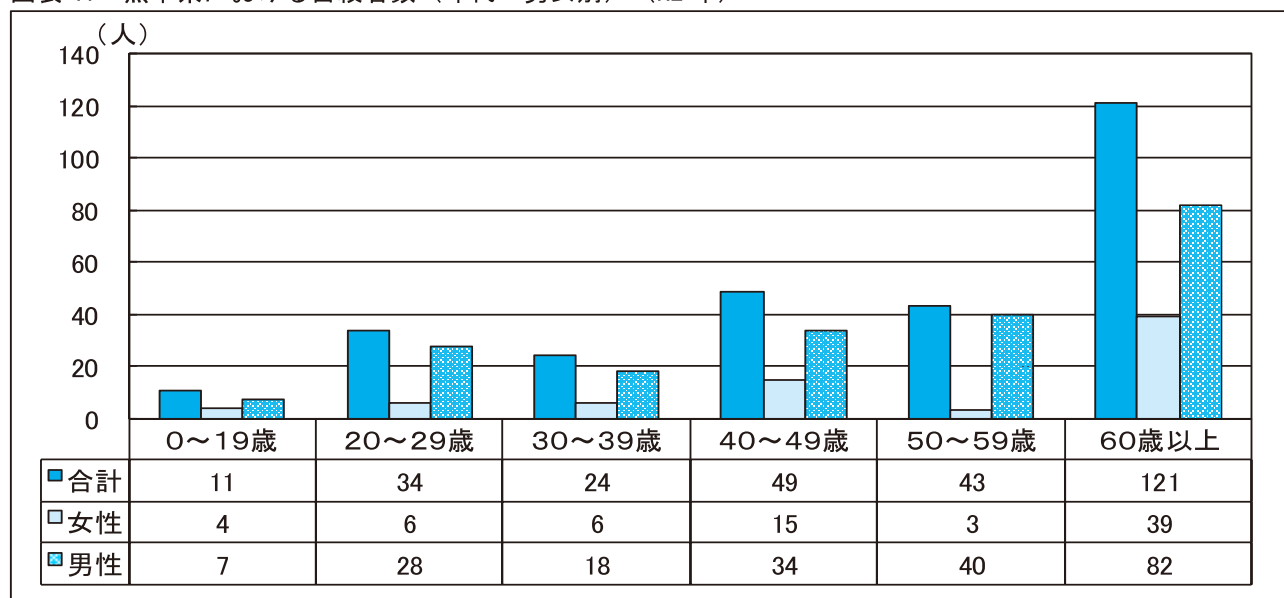
本県における令和 2 年(2020 年)の自殺者数は 282 人で、前年と比べ男性は 19 人増加、女性は 6 人減少した。また、男性自殺者は自殺者数全体の 7 割以上を占め、中でも 40 歳以上の男性自殺者が自殺者全体の半数以上を占めている(図表 40・41)。

図表 40 熊本県における自殺者数の推移(暦年集計)



熊本県障がい者支援課調べ

図表 41 熊本県における自殺者数(年代・男女別)(R2 年)



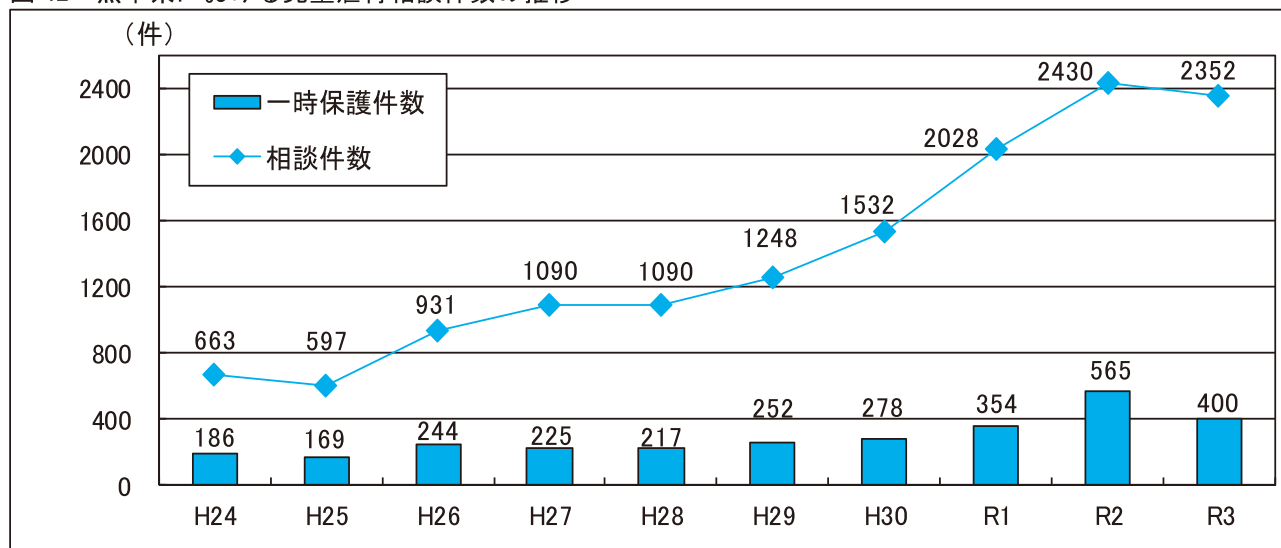
熊本県障がい者支援課調べ

(2) 児童虐待相談件数の推移

●県内の児童虐待相談件数は前年から減少

令和3年度(2021年度)に本県の児童相談所に寄せられた相談件数は2,352件で、前年より78件減少した(図表42)。

図表42 熊本県における児童虐待相談件数の推移



※熊本県中央児童相談所、八代児童相談所、熊本市児童相談所の合計件数

熊本県子ども家庭福祉課調べ

3 女性の健康の状況

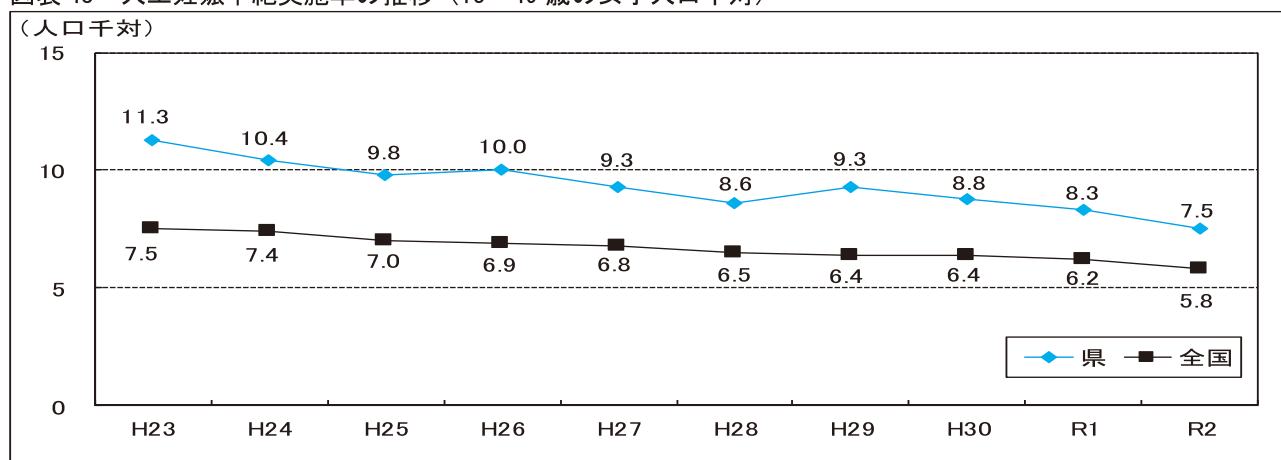
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率

●人工妊娠中絶実施率は、依然として全国平均を上回っている

本県の令和2年度(2020年度)人工妊娠中絶実施率(15～49歳の女子人口千対)は7.5と前年より0.8ポイント減少したが、依然として全国平均を上回っている(図表43・44)。

人工妊娠中絶は、女性の心とからだに大きな影響を与えることから、未然に防ぐために若いうちから正しい性の知識の普及啓発が必要である。

図表43 人工妊娠中絶実施率の推移(15～49歳の女子人口千対)



厚生労働省「令和2年度衛生行政報告例」

図表 44 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の件数と実施率

		総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
件数	熊本県	2,345	173	493	464	491	469	238	17
	全国	141,419	10,309	35,434	28,622	26,555	25,993	13,187	1,319
実施率 (人口 千対)	熊本県	7.5	4.5	14.1	12.8	11.6	9.5	4.4	0.3
	全国	5.8	3.8	12.2	9.7	8.3	7.2	3.2	0.3
	差	1.7	0.7	1.9	3.1	3.3	2.3	1.2	0.0

厚生労働省「令和2年度衛生行政報告例」

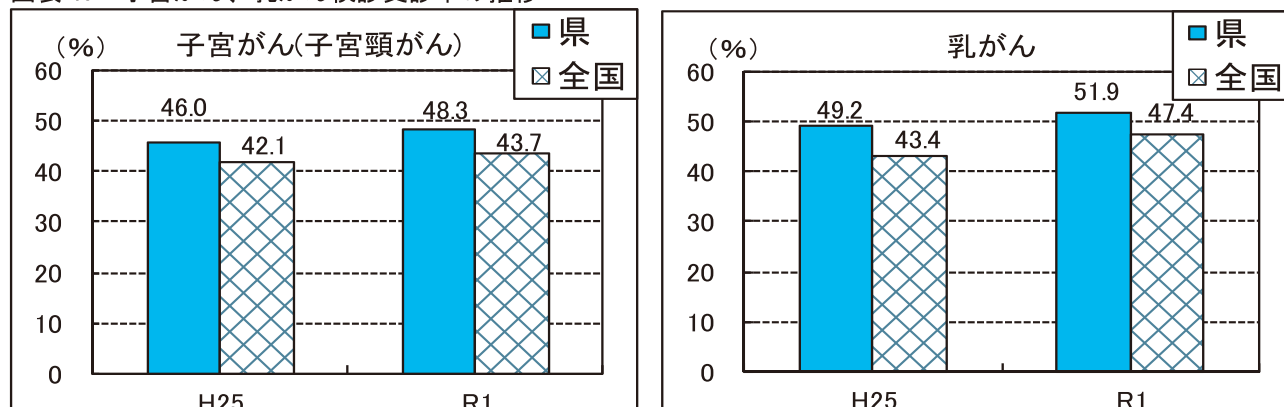
(2) 子宮がん(子宮頸がん)、乳がんの検診受診率・死亡率

●子宮がん(子宮頸がん)、乳がんの検診受診率は共に全国平均を上回る

令和元年(2019年)の本県における子宮がん(子宮頸がん)検診受診率は48.3%、乳がんの検診受診率は51.9%と平成25年(2013年)よりも増加、いずれも全国平均を上回っており県目標の55%(令和5年度(2023年度)まで)に近づきつつある(図表45)。

令和3年(2021年)の本県の子宮がん(子宮頸がん)の年齢調整死亡率は34位と全国平均値を上回っており、乳がんの年齢調整死亡率は28位と全国平均値を下回っている(図表46)。

図表 45 子宮がん、乳がん検診受診率の推移



※子宮がん検診はH25調査から子宮頸がん検診として調査している。

※対象：子宮頸がん(20～69歳)乳がん(40～69歳)共に過去2年間に受診したことがある女性

厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」

図表 46 子宮がん、乳がんの年齢調整死亡率(75歳未満)

	子宮がんの年齢調整死亡率(女性人口10万対)			乳がんの年齢調整死亡率(女性人口10万対)		
	年齢調整死亡率	順位	全国	年齢調整死亡率	順位	全国
H25	4.2	16位	4.5	10.6	30位	10.7
H26	5.6	41位	4.9	10.7	30位	10.5
H27	4.3	15位	4.9	11.5	38位	10.7
H28	5.6	43位	4.7	10.4	22位	10.7
H29	4.4	14位	4.8	11.0	33位	10.7
H30	4.5	18位	4.9	10.9	30位	10.7
R1	5.7	36位	5.1	11.4	34位	10.6
R2	4.9	21位	5.0	11.0	39位	10.2
R3	5.2	34位	4.9	9.6	28位	9.9

※年齢調整死亡率：年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率
国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計)

4 地域の防災力における状況

(1) 地域の防災における女性の参画状況

●地域の防災組織に占める女性の割合は徐々に増加

令和4年(2022年)4月1日現在、消防団員に占める女性の割合は2.9%と前年と比べ0.1ポイント増加(図表47)、自主防災組織会長における女性の割合は3.4%と前年より0.6ポイント増加しているが、男女双方の視点を反映した防災体制の整備が必要である(図表48)。

図表47 消防団員における女性割合

	調査時点	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
消防団員	H25.4.1	34,417	637	1.9	熊本県消防保安課 調べ
	H26.4.1	34,574	725	2.1	
	H27.4.1	34,369	764	2.2	
	H28.4.1	34,135	777	2.3	
	H29.4.1	33,507	774	2.3	
	H30.4.1	33,015	735	2.2	
	H31.4.1	32,194	778	2.4	
	R2.4.1	31,567	796	2.5	
	R3.4.1	30,860	854	2.8	
	R4.4.1	29,841	864	2.9	

図表48 自主防災組織会長における女性割合

	調査時点	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
自主防災組織会長	H30.4.1	3,474	94	2.7%	熊本県男女参画・ 協働推進課調べ
	H31.4.1	3,421	87	2.5%	
	R2.4.1	3,631	100	2.8%	
	R3.4.1	3,634	102	2.8%	
	R4.4.1	3,659	123	3.4%	

トピック③

令和4年度男女共同参画内閣府表彰 県関係者ダブル受賞！

令和4年度(2022年度)の内閣府表彰として、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」に長年にわたり県内の男女共同参画審議会の会長や研修・講演の講師を務められた鈴木桂樹氏、「女性のチャレンジ賞」に廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製する会社を起業し、低炭素社会実現やエネルギーの地産地消に取り組んでいる星子桜文氏が受賞されました。

県関係の「女性のチャレンジ賞」の受賞は、令和3年度(2021年度)の古賀碧氏に続き2人目、県関係として初の内閣総理大臣表彰とのダブル受賞となり、本県の男女共同参画社会づくりの推進に大きな後押しとなりました。



Ⅲ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）については減少してきているが依然として根強く残っており、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、効果的な啓発活動を行う必要がある。

また、少子高齢化、雇用情勢の変化、人々の価値観の多様化などが進む中、男女共同参画社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが大切である。ワーク・ライフ・バランスにより、男女ともに育児、介護、地域活動、自己啓発のための時間を確保することが可能になる。このため、企業と労働者、国、地方公共団体等が連携して、環境を整備する必要がある。

ここでは、男女共同参画の意識面、ワーク・ライフ・バランスの状況についてみていく。

ポイント

- 1 県民の6割近くが「男性が優遇されている」社会と感じている。
- 2 固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人は、78.3%となった。
- 3 妻の就業の有無にかかわらず夫の家事・育児・介護時間は妻に比べ大幅に短い。
- 4 県内事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の取組内容は、「休暇取得の促進」「残業の削減」が6割を超えている。
- 5 育児休業取得率は、女性は前年より0.6ポイント減の95.7%となった。男性は7.2ポイント増の14.2%となり、全国平均を上回った。

1 県民の男女共同参画に対する意識

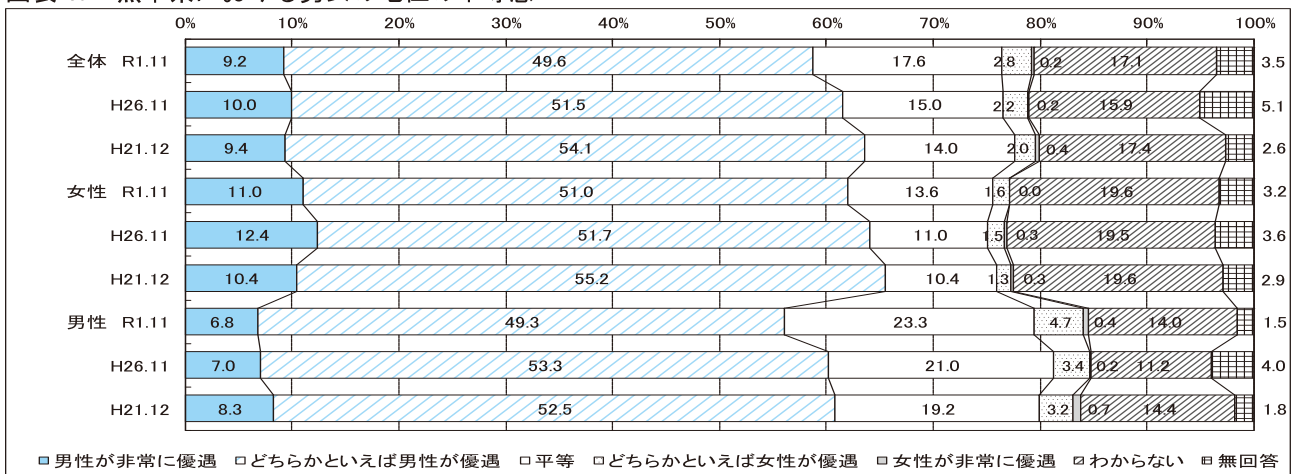
（1）男女の地位の平等感

●『男性優遇』の割合は減少傾向にあるが、依然として58.8%を占める

男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が58.8%で、前回調査（H26.11 実施）より2.7ポイント減少、「平等」と考えている人の割合も2.6ポイント増加しているものの、依然として男女ともにいまだ6割近くの人々が男性優遇の社会であると考えている（図表49）。

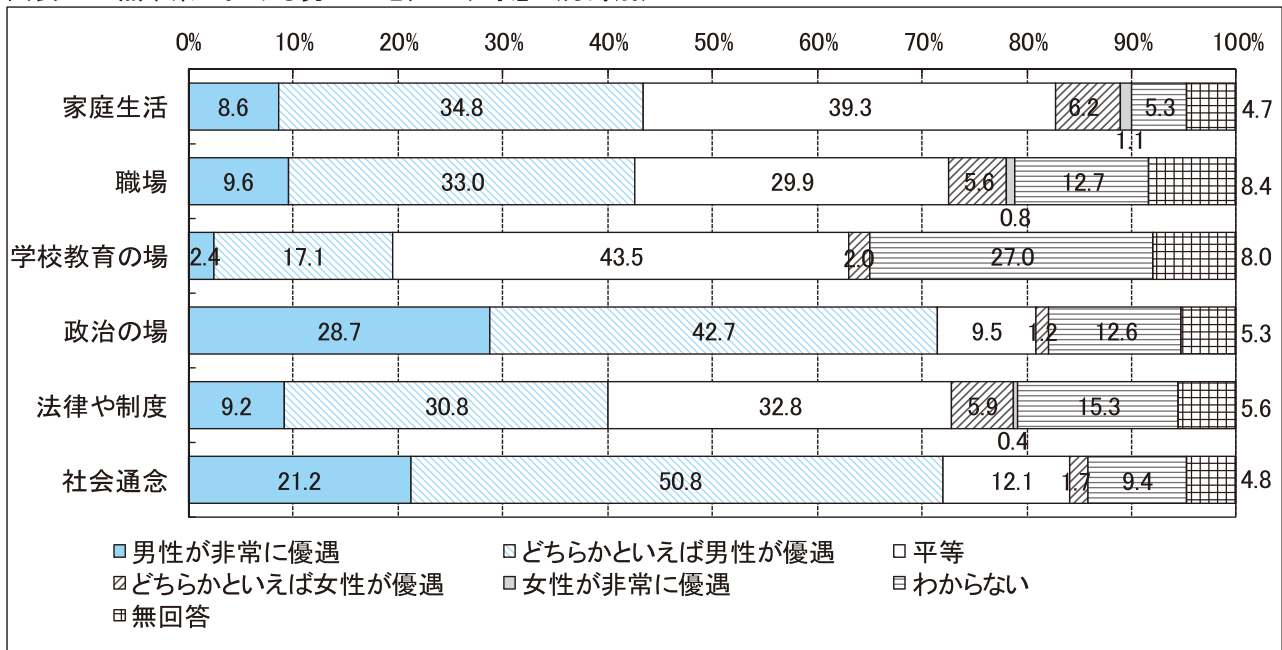
分野別にみると「社会通念」、「政治の場」では7割以上、「職場」、「家庭生活」においても4割を超える人が男性優遇と感じており、特に「社会通念」では県民の72.0%が男性の方が優遇されていると感じている。また、「学校教育の場」では43.5%が平等と感じており、男性優遇と感じる人は19.5%となっている（図表50）。

図表49 熊本県における男女の地位の平等感



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

図表 50 熊本県における男女の地位の平等感（分野別）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

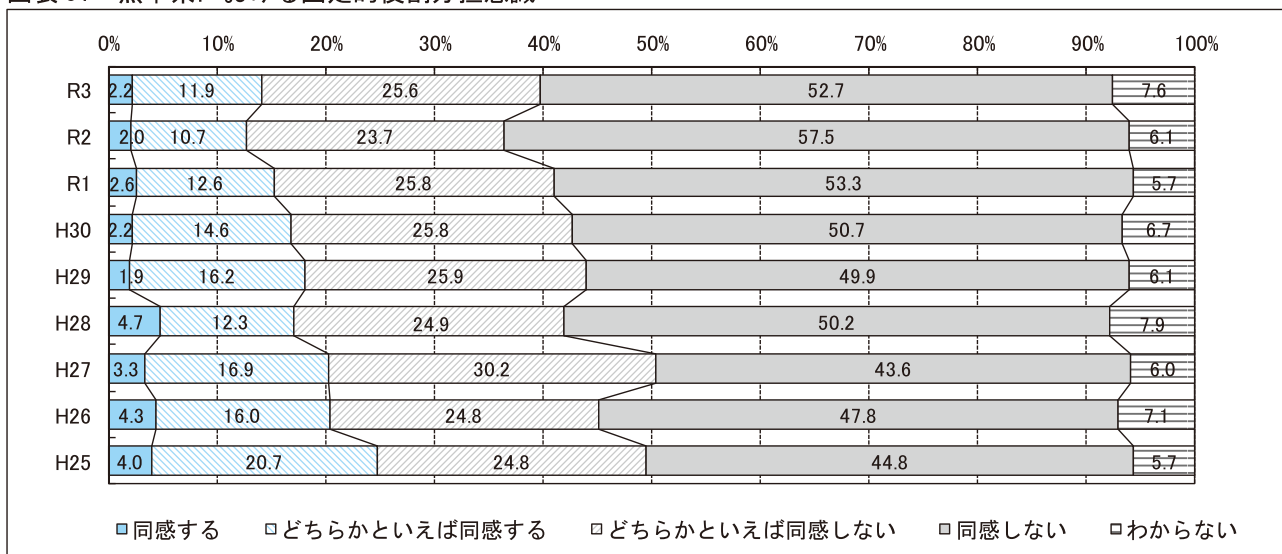
（２）固定的性別役割分担意識

●「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない人の割合は78.3%

令和3年（2021年）県民アンケート調査によると、固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人が前年調査より2.9ポイント減少し、78.3%となった。また、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は14.1%で、前年調査より1.4ポイント増加した。

「同感する」や「どちらかといえば同感する」と回答した人が、固定的役割分担意識は男女共同参画社会の実現を妨げる一因となることを理解し、「同感しない」人の割合が継続的に増えていくよう、今後も男女共同参画の意識啓発を行う必要がある（図表 51）。

図表 51 熊本県における固定的役割分担意識

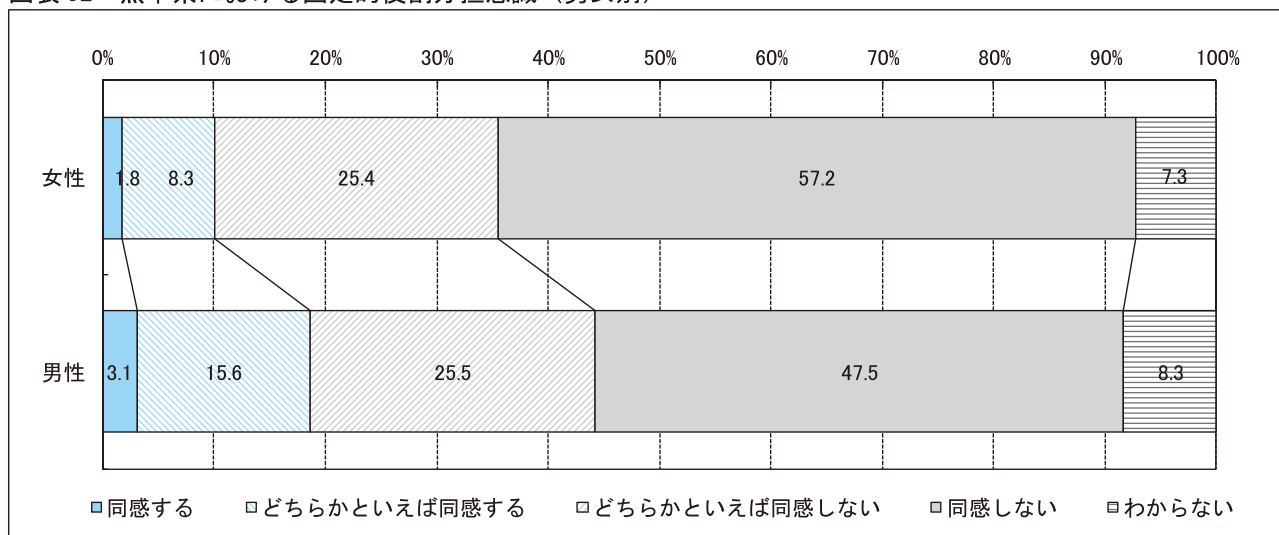


熊本県企画課「令和3年県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担意識に同感する割合は、女性より男性が高い

男女別にみると、固定的性別役割分担意識に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人は女性 10.1%、男性 18.7%となり、男性のほうが固定的性別役割分担意識に同感する傾向がある。男女共同参画社会の形成は、男性にとっても意義があることを今後も啓発していく必要がある(図表 52)。

図表 52 熊本県における固定的役割分担意識（男女別）

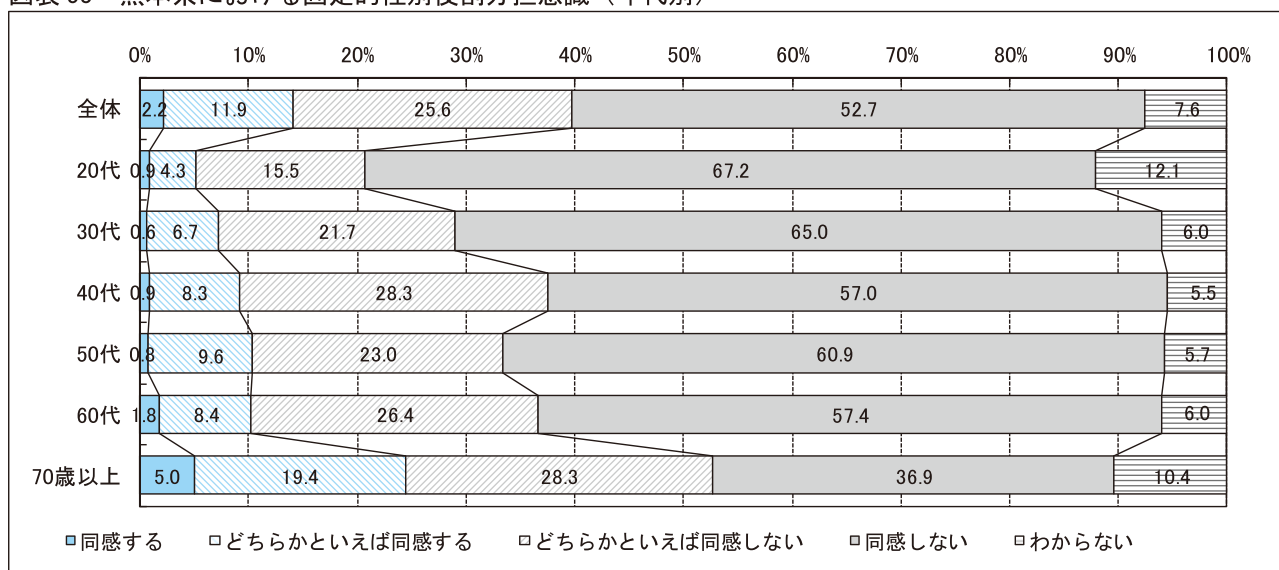


熊本県企画課「令和3年県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く24.4%

年代別にみると、「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く24.4%となっている。50歳代～60歳代でも10%を超えており、高い年代を中心として全年代で肯定意識が根強く残っている(図表 53)。

図表 53 熊本県における固定的性別役割分担意識（年代別）



※分析にあたり各年代ごとの回答数が少ないため、統計上の誤差が生じる場合がある。

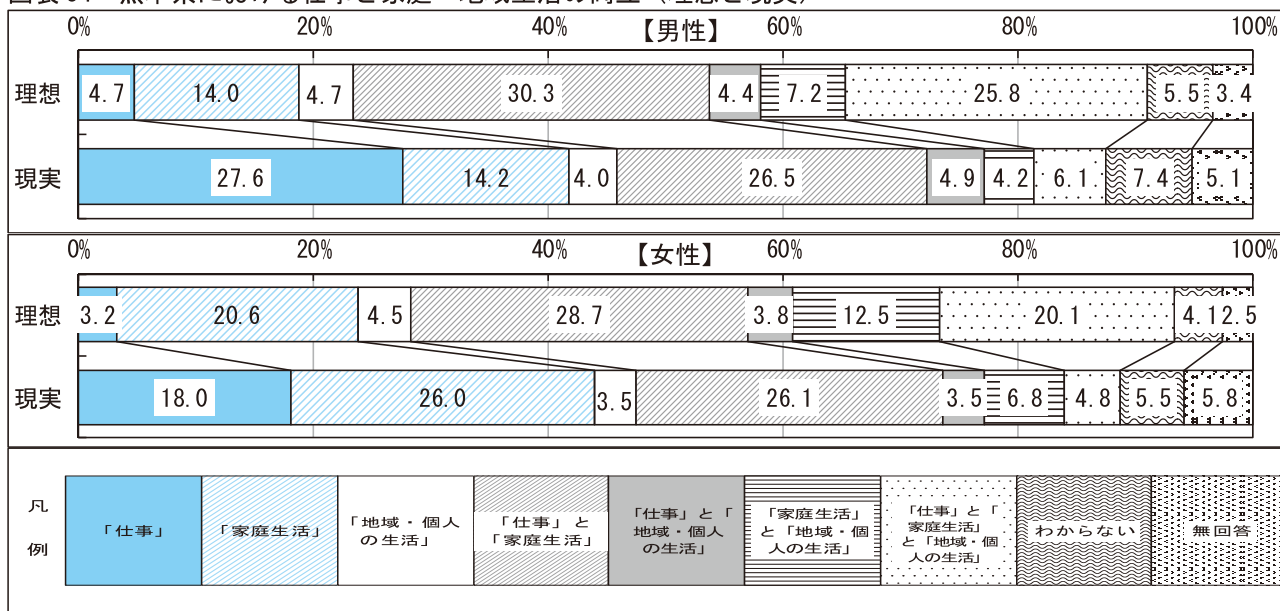
熊本県企画課「令和3年県民アンケート調査」

（３）仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）

●仕事・家庭生活・地域生活を両立させた生活を理想としているが、現実には仕事又は家庭生活中心の生活を送っている

理想としては、仕事と家庭生活をともに優先する「複数の活動を両立させた生活」を送りたい人の割合が高いが、現実には、仕事又は家庭生活を優先しているなどの「単一の活動を優先した生活」を送っている人の割合が高い（図表 54）。

図表 54 熊本県における仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）



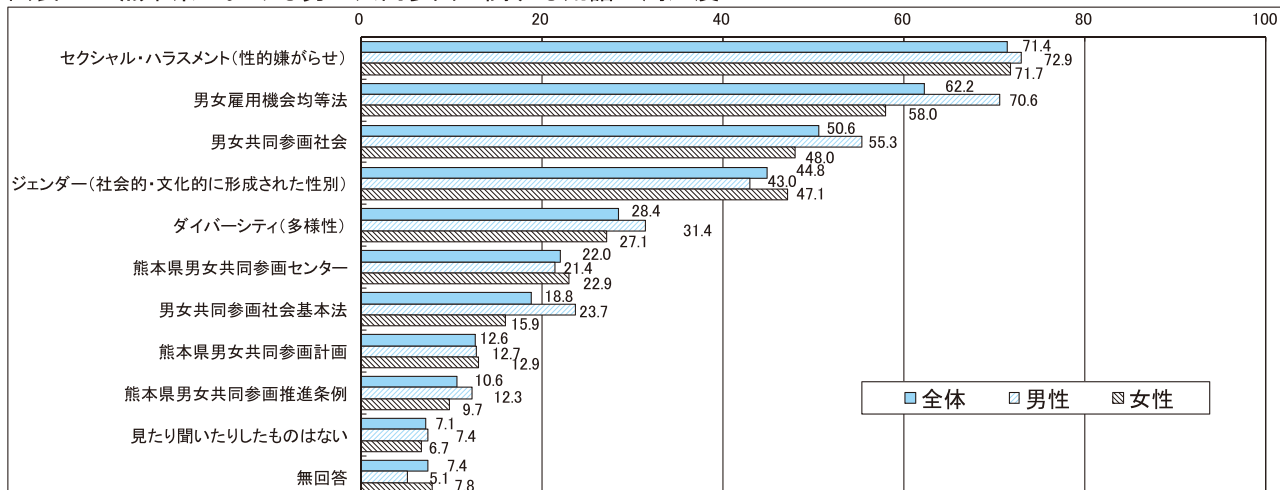
熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

（４）「男女共同参画社会」に関する用語の周知度

●「男女共同参画社会」という用語を半数が知らず、条例、計画の周知度も低い

本県における男女共同参画に関する用語の周知度は、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」が 71.4%と最も高くなっており、その他「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が 44.8%、「ダイバーシティ（多様性）」が 28.4%となっている。また、条例や計画の周知度は 10%程度であり、「見たり聞いたりしたものは 1 つもない」と回答した人の割合は 7.1%となっている（図表 55）。

図表 55 熊本県における男女共同参画に関する用語の周知度



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

2 教育における状況

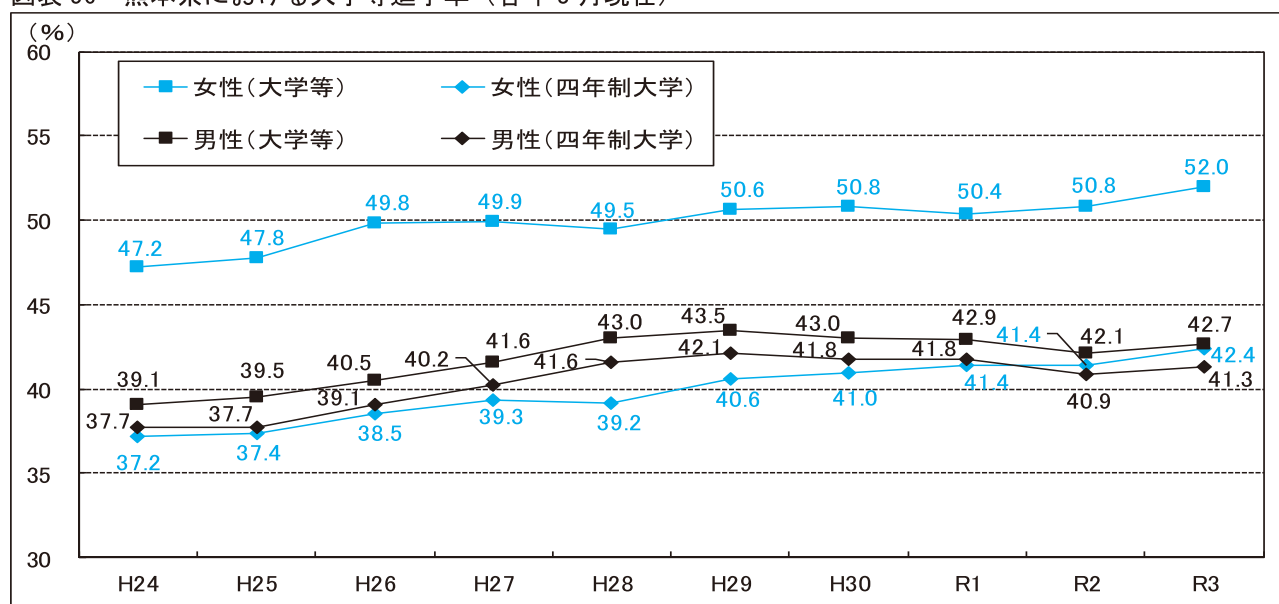
(1) 大学等進学率（※）

●大学等の進学率は、男性より女性が高い

本県の大学等への進学率は、女性が前年より 1.2 ポイント増の 52.0%、男性は 0.6 ポイント増の 42.7%であった。

また、四年制大学への進学率は、女性が前年より 1.0 ポイント増の 42.4%、男性は前年より 0.4 ポイント増の 41.3%とともに増加した（図表 56）。

図表 56 熊本県における大学等進学率（各年 3 月現在）



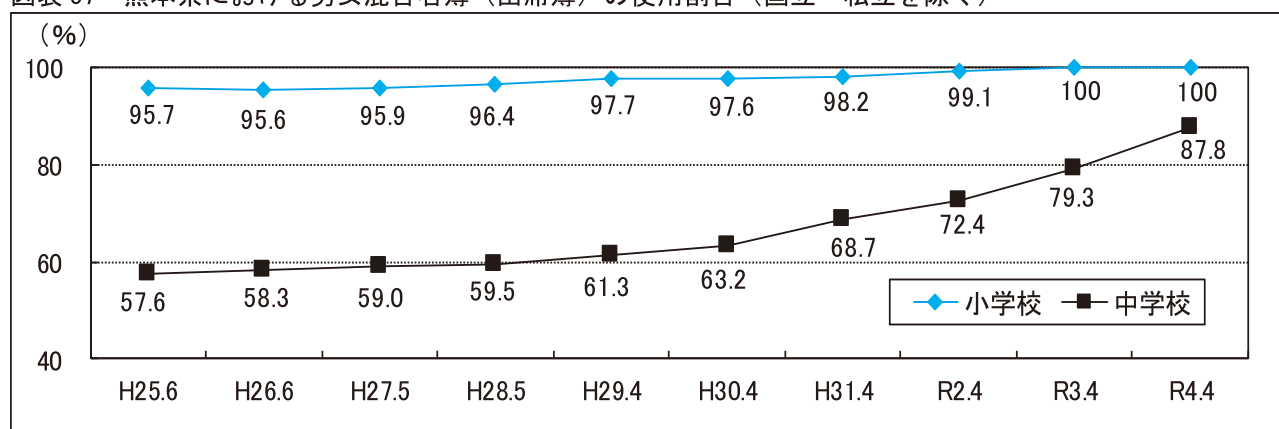
※大学等進学率＝大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科への進学率（中等教育学校（後期課程）卒業者は含まず）
文部科学省「令和 3 年度学校基本調査」

(2) 男女混合名簿（出席簿）の使用状況

●小学校では全校、中学校の 87.8%で使用している

男女混合名簿の使用割合は、令和 4 年(2022 年)4 月現在、小学校での実施率は 100%。中学校は 87.8%と昨年より 8.5 ポイント増えており、毎年増加している（図表 57）。

図表 57 熊本県における男女混合名簿（出席簿）の使用割合（国立・私立を除く）



※義務教育学校は中学校に含む

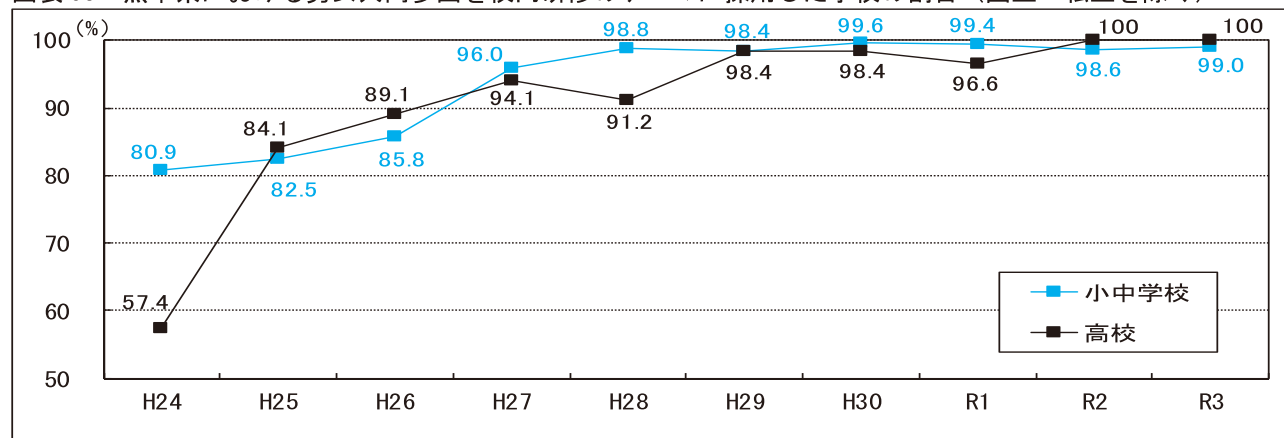
熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課調べ

(3) 男女共同参画を校内研修（教員向け）のテーマに採用した学校数

●小・中・高等学校ともにほぼ全ての学校で実施

本県における令和3年度（2021年度）に男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合は、小・中学校で99.0%、高校では100%となり、ほぼ全ての学校で実施された（図表58）。

図表58 熊本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合（国立・私立を除く）



熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課、高校教育課調べ

3 仕事と生活の両立の状況

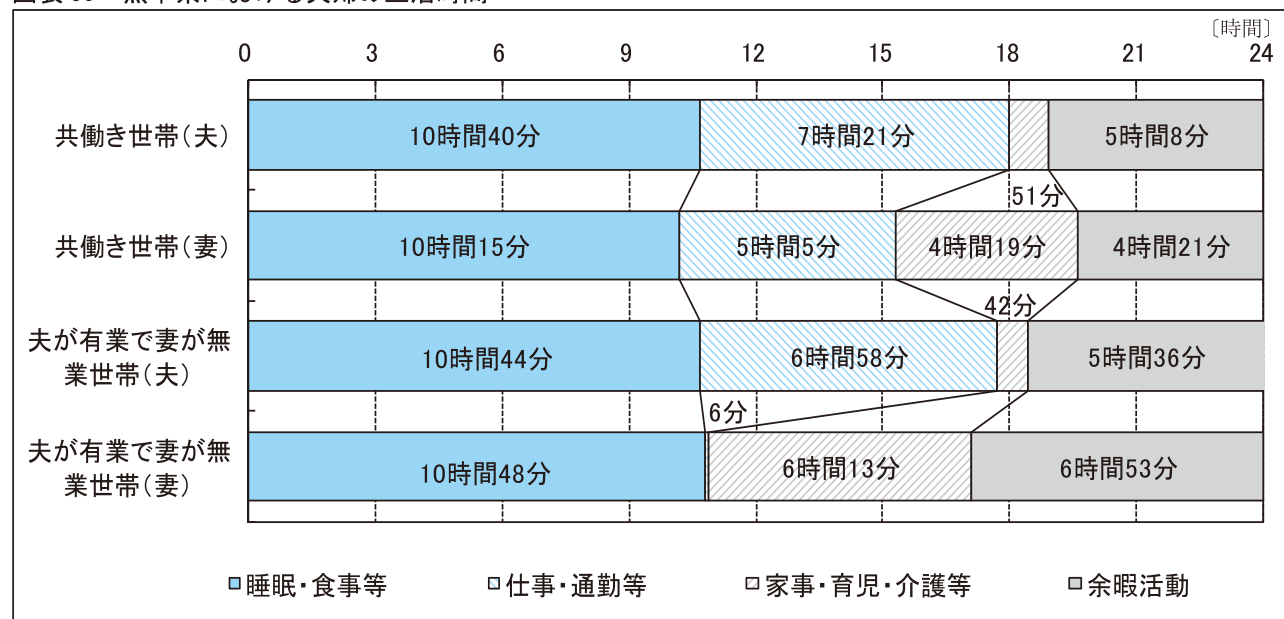
(1) 夫婦の生活時間

●家事・育児・介護は、就業の有無にかかわらず妻に偏る

家事・育児・介護等に従事する時間は、夫が有業で妻が無業の世帯においては、夫が42分、妻が6時間13分である。また、共働き世帯であっても、夫が51分であるのに対し、妻は4時間19分と大きな差がある。これは妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護などにかかる時間が妻と比べて著しく短いことを示している（図表59）。

男性の家事・育児など家庭生活への参画を進め、男女がより良いバランスで負担を分担し合うことは重要である。

図表59 熊本県における夫婦の生活時間



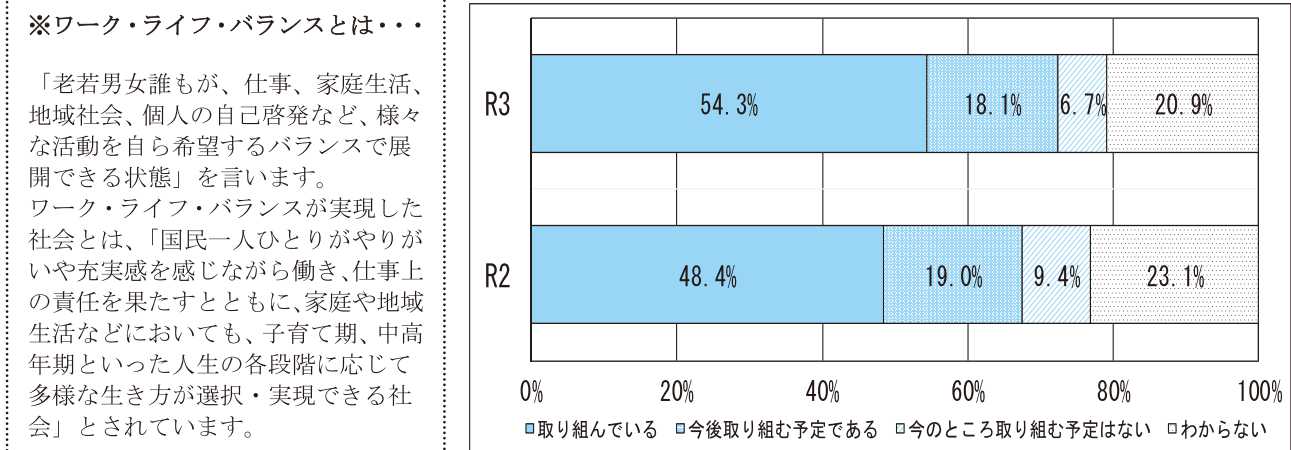
総務省「令和3年社会生活基本調査」

(2) 県内事業所の状況

●ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組企業は54.3%

令和3年(2021年)の本県のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組状況は、「取り組んでいる」が54.3%、「今後取り組む予定である」が18.1%となっている(図表60)。

図表60 ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組状況



熊本県労働雇用創生課「令和3年度熊本県労働条件等実態調査」

●次世代育成支援対策推進法で義務付けられている101人以上の企業での一般事業主行動計画の策定率は99.3%

令和3年(2021年)末時点における従業員101人以上の事業所では策定率99.3%となっている。一方で、策定が努力義務である従業員100人以下の事業所からの策定届提出数は、743事業所となっている(図表61)。

図表61 一般事業主行動計画策定状況(事業所)

従業員数		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
101人以上	策定率(%)	99.5	99.8	99.3	99.8	99.8	99.6	99.6	99.0	99.5	99.3
	届出数	559/562	562/563	561/565	544/545	547/548	551/553	564/566	567/573	567/570	560/564
100人以下	届出数	303	264	234	204	296	393	492	603	665	743

※平成23年4月1日から、一般事業主行動計画策定・届出の義務付け範囲が、従業員301人以上の事業所から従業員101人以上の事業所に拡充された。

厚生労働省「次世代育成支援対策取組状況(令和3年12月)」

【参考】次世代育成支援対策推進法

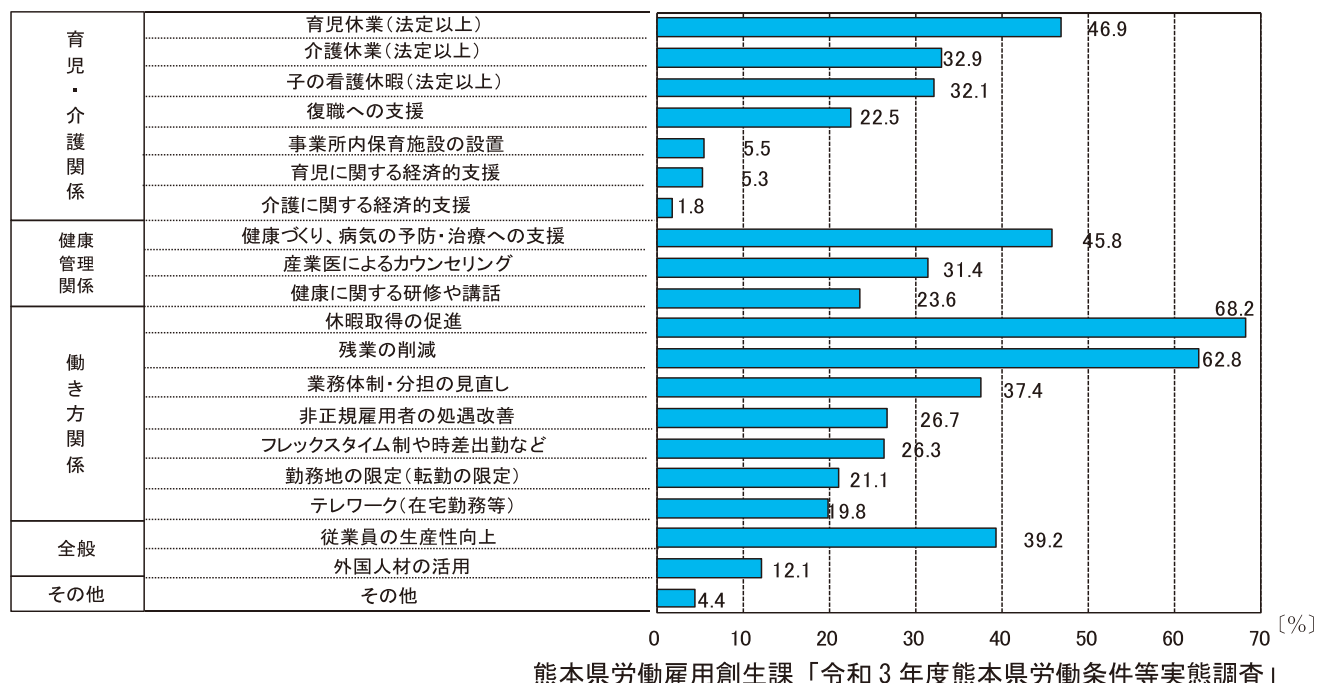
従業員	行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(H21.4.1施行)			行動計画の届出義務企業の拡大(H23.4.1施行)	
	H21.4.1前	H21.4.1以降	H23.4.1以降	H23.4.1前	H23.4.1以降
301人以上	規定なし	義務	義務	義務	義務
101人から300人		努力義務	義務	努力義務	義務
100人以下			努力義務		努力義務

※平成17年4月～平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、令和7年3月31日まで10年間延長された。

●休暇取得の促進は68.2%の事業所が取り組んでいる

県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組内容については、「休暇取得の促進」が68.2%と最も高く、次いで「残業の削減」が62.8%となっており、「働き方改革」の効果と推測される。一方、育児・介護関係では「育児休業（法定以上）」が46.9%と4割以上の事業所が取り組んでいる（図表62）。

図表62 ワーク・ライフ・バランスの取組内容（複数回答）

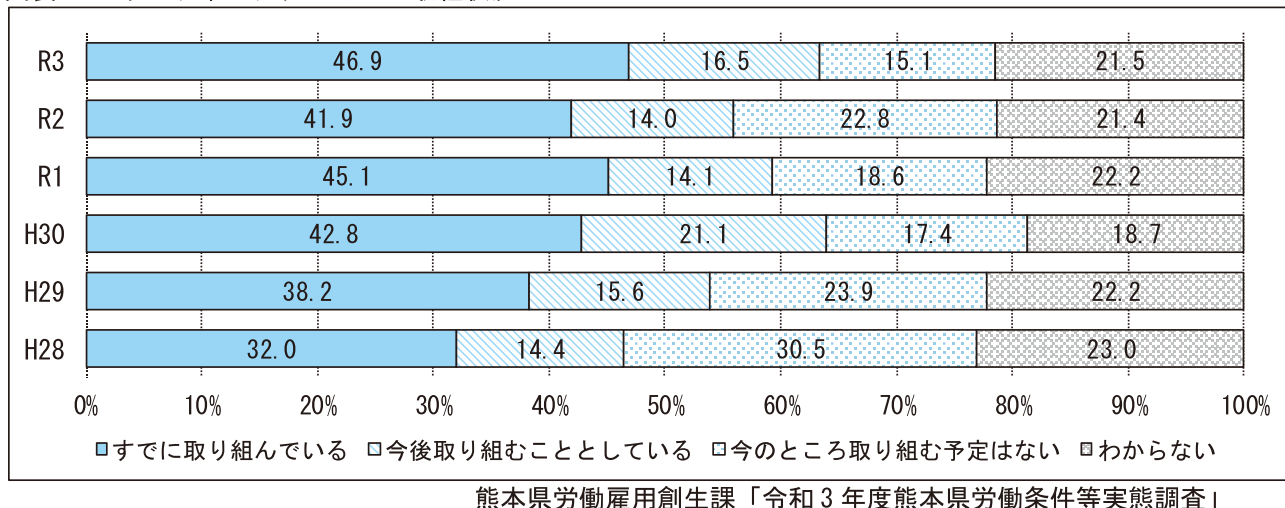


●ポジティブアクションに取り組んでいる企業は46.9%

ポジティブアクション【女性の活躍推進】とは…
職場で男女の間に生じている格差を解消するために、企業が自主的、積極的に取り組む。
例）女性管理職の比率を増やす、女性の採用と職域の拡大、女性の勤続年数を伸ばす 等

令和3年（2021年）に本県でポジティブアクションに取り組んでいる企業は46.9%と昨年より5.0ポイント増加した。また、16.5%の企業が「今後取り組むこととしている」としており、取組に前向きな企業は増加傾向にある（図表63）。

図表63 ポジティブアクションの取組状況

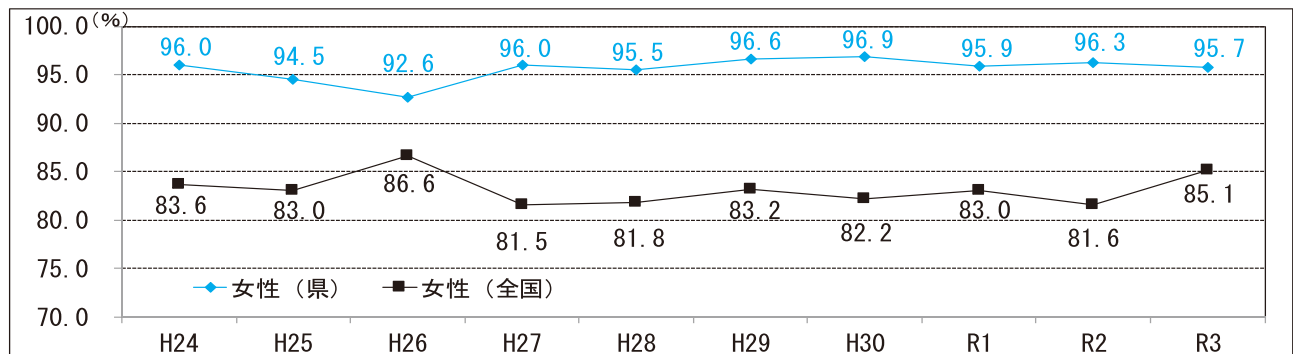


(3) 育児休業

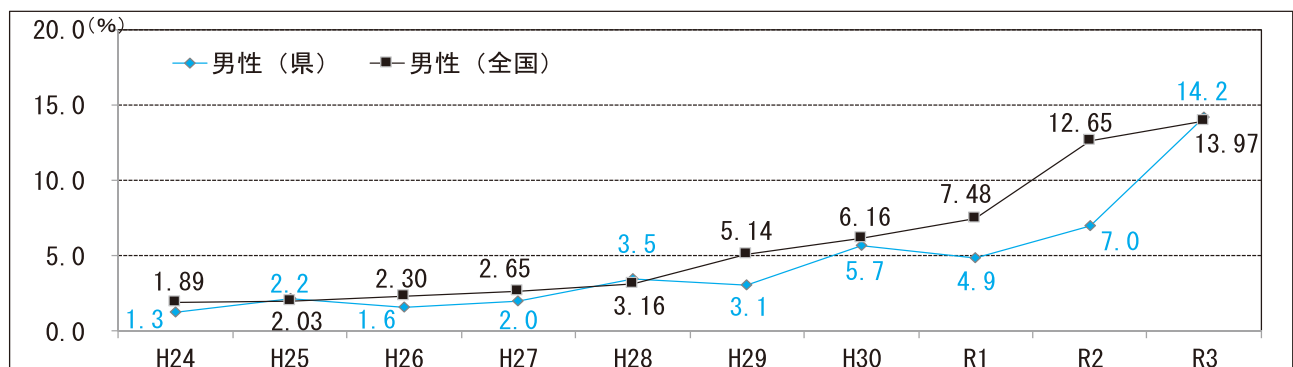
●育児休業取得率は女性 95%超で定着、男性は 14.2%と全国を上回った

令和 3 年(2021 年)の本県の育児休業取得率は、女性は前年より 0.6 ポイント減少したものの、95%超で概ね定着している。男性は 14.2%と昨年より 7.2 ポイント増加し、全国平均を上回った(図表 64・65)。

図表 64 育児休業取得率(女性)



図表 65 育児休業取得率(男性)



全国：厚生労働省「令和 3 年度雇用均等基本調査」

熊本県：熊本県労働雇用創生課「令和 3 年度熊本県労働条件等実態調査」

(4) 子育て支援

●子育て支援に関するさらなる充実が必要である

通常保育定員数は前年に比べ減少したものの、令和 3 年度(2021 年度)の保育所等利用待機児童数は 8 名と前年度より大幅に減少し 1 桁台となった。

また、男女がともに働き続けるために必要となる放課後児童クラブ実施箇所数は増加傾向にあり、今後も継続して子育て支援に関する様々なサービスの充実を図ることが重要である(図表 66)。

図表 66 子育て支援に関する主な指標(熊本市も含む) (各年 4 月 1 日現在)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保育所等利用待機児童数	396	582	678	659	233	275	182	178	70	8
通常保育定員数	46,649	47,494	48,189	57,230	61,524	62,184	63,767	64,750	63,134	62,192
延長保育事業実施箇所数	521	528	547	496	556	497	592	591	568	572
ファミリー・サポート・センター実施箇所数	26	27	27	27	29	29	29	29	29	29
病児・病後児保育事業実施箇所数	25	26	28	31	32	34	34	34	34	34
放課後児童クラブ実施箇所数	329	333	341	409	414	434	451	488	505	525

熊本県子ども未来課調べ

IV 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会づくりを着実に進展させるためには、住民に一番身近で重要な役割を果たす市町村と県が連携体制を強化し、各種施策に取り組んでいく必要がある。

また、行政間の連携だけではなく、男女共同参画社会の実現に向けて自主的に活動を展開している各種団体を支援し、連携・協働を進めていく必要がある。

ここでは、市町村や県民、NPO等の団体との協働による取組状況などについてみていく。

ポイント

- 1 男女共同参画計画の策定状況は前年より 8.9 ポイント増の 91.1%となった。
- 2 男女共同参画推進団体数は 36 団体である。

1 市町村の取組状況

(1) 推進体制の整備状況

男女共同参画宣言を行った市町村は 11 市町である（図表 67）。

県内市町村における男女共同参画社会の推進体制の進捗状況は、次のとおりとなっている（図表 68）。

- ・ 条例制定率 44.4%（45 市町村中、20 市町村制定）
- ・ 男女共同参画計画策定率 91.1%（45 市町村中、41 市町村策定）
- ・ 庁内推進会議設置率 80.0%（45 市町村中、36 市町村設置）
- ・ 民間有識者による審議機関（懇話会等）設置率 91.1%（45 市町村中、41 市町村設置）
- ・ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 100.0%（全市町村策定）

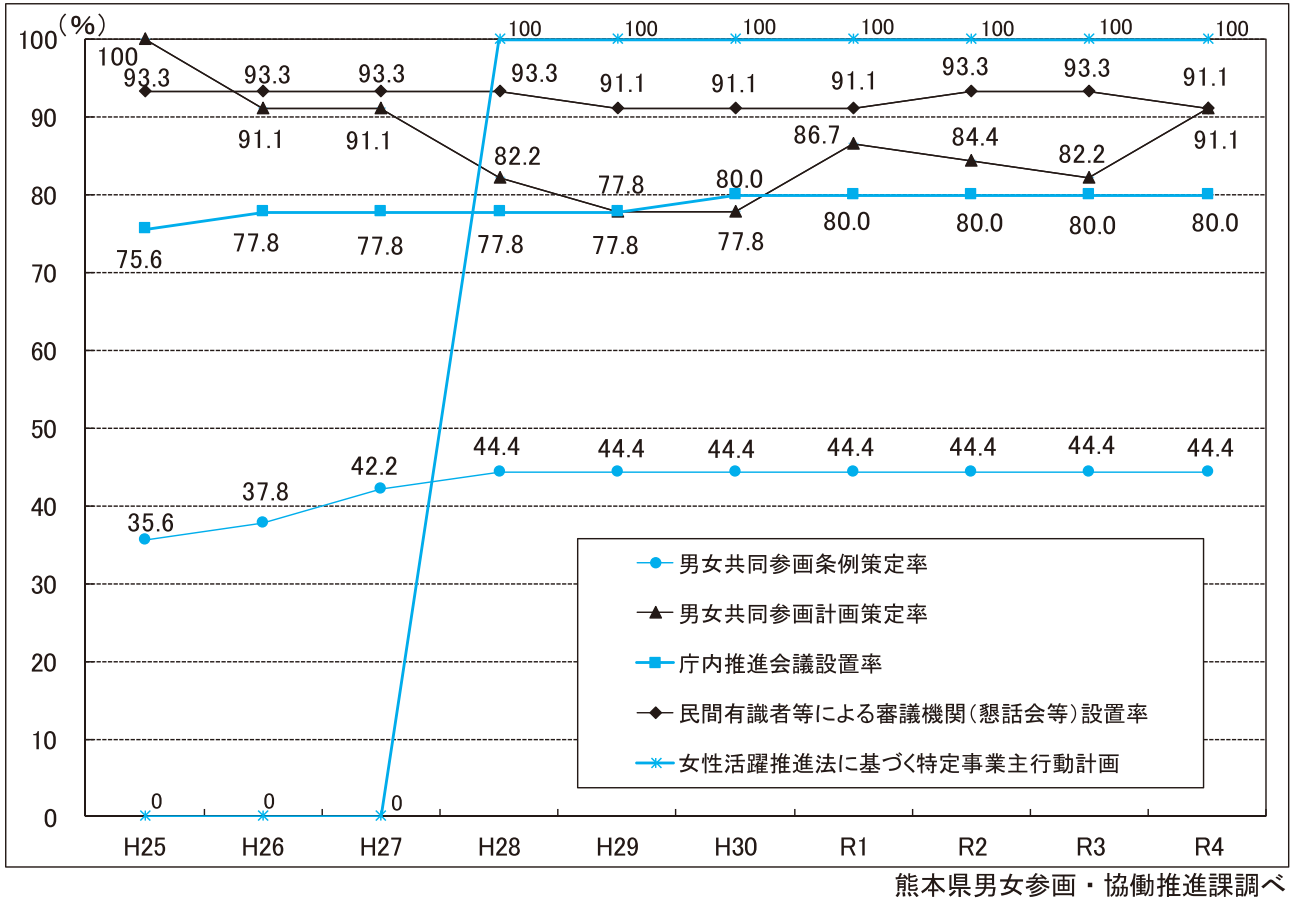
図表 67 熊本県の男女共同参画宣言都市（令和 4 年 4 月 1 日現在）

宣言年度	市町村名	備考
H7	旧八代市	合併前に宣言
H15	旧菊池市	合併前に宣言
H16	荒尾市	H17.1.29
H17	水俣市	H17.11.20
H18	天草市	H19.2.17
H19	宇城市	H19.11.21
	合志市	H20.1.26
H20	上天草市	H21.1.24
H21	八代市	H21.6.19
	益城町	H21.9.15
H22	菊池市	H22.11.20
	大津町	H23.2.6
H23	菊陽町	H24.1.28

※男女共同参画宣言都市とは

男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的として、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりへの取組を行うことを宣言した都市。

図表 68 市町村の取組状況



2 県民、NPO等との協働による取組状況

(1) 男女共同参画推進団体数

●推進団体数は36団体

本県では、誰もがその個性と能力を発揮できる住みやすい熊本づくりのため、男女共同参画をはじめとするダイバーシティ（多様性）を推進する取組を行っている。

「男女共同参画推進団体」はその趣旨に賛同し、男女共同参画をはじめとするダイバーシティへの意識をもって活動する団体であり、令和4年(2022年)8月1日現在で36団体を登録している。